2023
環境報告書

2022(令和4)年度実績

豊田市

本市は、世界をリードするものづくり産業の中核都市としての顔を持つ一方、市域の約７割に広大な森林を有し、世界的にも貴重な湿地が保全されているなど、私たちは四季折々に彩られる豊かな自然の恵みを受けながら暮らしています。

これまで環境モデル都市として「低炭素社会」の実現を目指して取り組んできた本市は、2019（令和元）年 11 月に、2050 年における CO_2排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。さらに 2023（令和 5）年に新たな市民運動「とよた・ゼロカーボンアクション」を展開し、職員はもとより市民、市内事業者等の行動変容を促し、2050 年のゼロカーボンシティの実現を目指しております。脱炭素社会の実現に向け、再エネ・省エネの推進に加えて、温室効果ガスの排出抑制につながる最先端技術の開発に実証実験を通じて寄与してまいります。

また、「WE　LOVE とよた」の理念のもと、一人ひとりの環境行動の促進、共働による相乗効果の創出、環境行動を下支えする仕組みづくりを進め、「ミライのフツー」を目指して、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

本報告書は、豊田市環境基本計画で掲げた目標を達成するために、2022（令和 4）年度における本市の環境の状況と、実施した環境施策の概要についてまとめたものです。本報告書の発刊を契機とし、本市が産業と環境配慮が両立した持続可能な都市であり続けるために、市民一人ひとりが環境に配慮した行動を考えるきっかけとなれば幸いです。

おわりに、本報告書発行にあたり、ご協力くださった多くの皆様に心から感謝申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

豊田市長

太田　稔彦

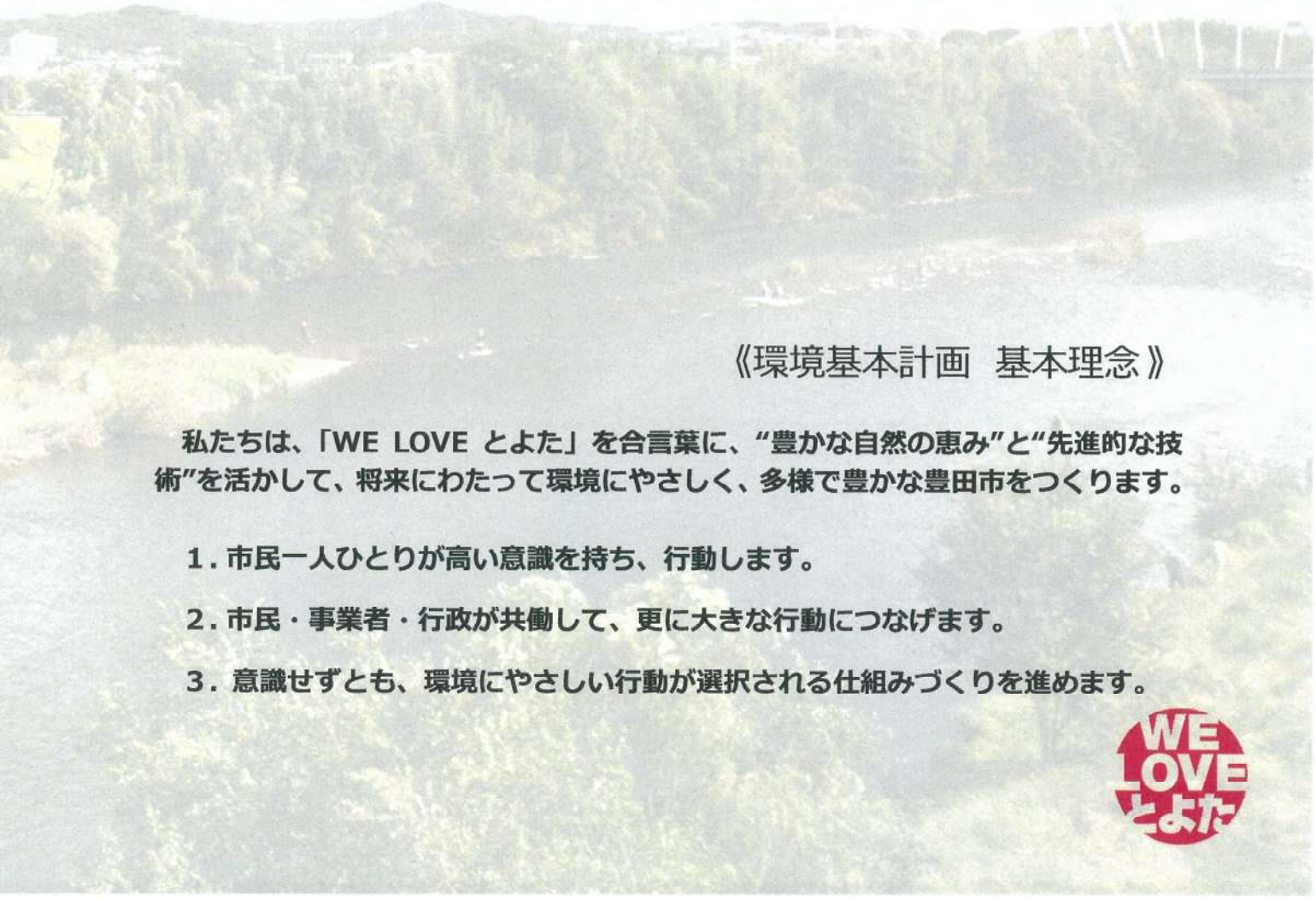

《環境基本計画　基本理念》

私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、“豊かな自然の恵み”と“先進的な技術”を活かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくります。

1．市民一人ひとりが高い意識を持ち、行動します。

2．市民・事業者・行政が共働して、更に大きな行動につなげます。

3．意識せずとも、環境にやさしい行動が選択される仕組みづくりを進めます。

目次

ハイライト

脱炭素社会 ・・・ 1
自然共生社会 ・・・ 3
循環型社会 ・・・ 5
安全･安心社会 ・・・ 7
市民の環境行動力の向上と共働の分野 ・・・ 8
豊田市環境基本計画成果指標一覧（主要データ） ・・・ 9

事業詳細編

脱炭素社会 ・・・ 11
自然共生社会 ・・・ 19
循環型社会 ・・・ 22
安全･安心社会 ・・・ 24
市民の環境行動力の向上と共働の分野 ・・・ 26

資料編

脱炭素社会に関する施設・設備 ・・・ 29
脱炭素社会に関する制度・事業 ・・・ 37
自然共生社会に関する施設や河川・水辺の整備 ・・・ 46
自然共生社会に関する法令・規則・制度 ・・・ 49
自然共生社会に関する自然の現状 ・・・ 55
循環型社会に関する施設 ・・・ 60
循環型社会に関する廃棄物の回収状況・資源の活用方法 ・・・ 63
安全・安心社会に関する制度・協定 ・・・ 69
安全・安心社会に関する監視・調査の概要 ・・・ 72
市民の環境行動力の向上と共働の分野に関する支援制度 ・・・ 77

総合資料編

環境行政年表 ・・・ 81
環境部の業務内容 ・・・ 82
開発に関する法規制等 ・・・ 84
環境関連例規 ・・・ 86
環境関連資料 ・・・ 90
豊田市職員環境率先行動の推進 ・・・ 91
豊田市から排出される「温室効果ガス排出量」 ・・・ 93
グリーン調達率 ・・・ 95

※本報告書は、環境報告ガイドライン（環境省、2018年版）を参考にしています。

４つの社会と１つの分野について

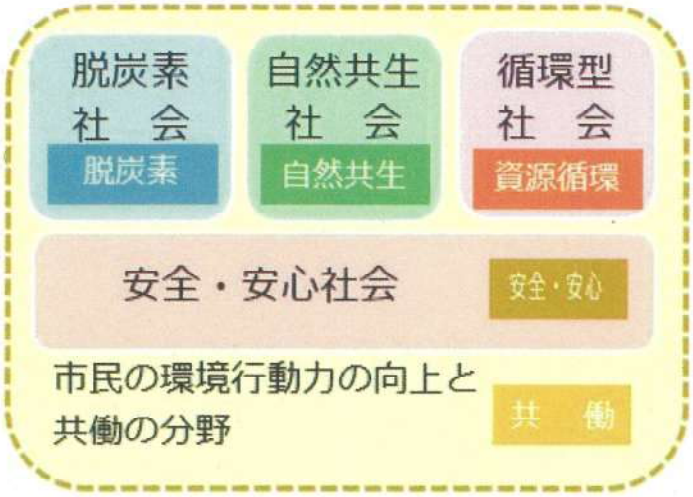

本報告書は、豊田市環境基本計画に沿って本市の環境に関する状況・課題を、４つの社会と１つの分野で構成しています。

人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減されて「安全・安心」が確保されることを前提として、「脱炭素」、「自然共生」、「循環型」の各社会を総合的に実現し、健全で恵み豊かな環境を保全していくものです。

そして、市民一人ひとりが高い意識の下、「環境行動力」を発揮し、各主体が「共働」で取り組むことで、これらの社会を実現していきます。

豊田市は、2018（平成 30）年 6 月 15 日に、SDGs 達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「**SDGs 未来都市**」に選定されました。

SDGs 未来都市 とよた

また、2019（令和元）年 11 月 29 日に「ゼロカーボンシティ宣言」をし、2050 年までに CO_2 排出量実質ゼロを目指しています。

脱炭素社会

【2022（令和 4）年度の進捗状況】

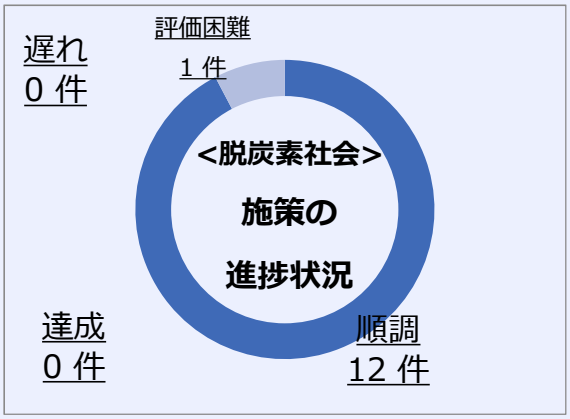

※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
※ 進捗状況を評価するに当たり毎年度、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

<施策の進捗状況>

- 13 の施策は、12 件が順調の評価。
- うち 1 施策「環境にやさしい交通への転換」は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により評価困難としている。
- 市域から排出される CO_2 排出量については、順調に減少している。
- カーボンニュートラルに向けて、環境基本計画掲載事業以外にも多くの事業を分野横断型で全市的に実施している。

Vision【2025 年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- 再生可能エネルギーの普及が進み、まち全体としてエネルギー利用の効率化が進んでいる
- 脱炭素型の暮らしが定着し、脱炭素型の交通システムやものづくりの基盤が確立している
- 人工林の間伐が進み、森林による CO_2吸収量が増加している
- 気候変動への適応の認知度が高まり、取組が進んでいる
- 環境モデル都市として先進技術やインフラが普及し、取組が浸透している

Goal【まちの状態指標】

指標名	現状値（把握年度）	目指す方向
再生可能エネルギー導入率	28.6%　（2022 年度）	↑
市内の CO_2排出量※	272 万 t-CO_2　（2020 年度）	↓
森林による CO_2吸収量	15.6 万 t-CO_2（2020 年度）	↑
「気候変動への適応」の言葉を知っていて、積極的に取組を行っている市民の割合（※令和 4 年度から変更）	26.0%　（2020 年度）	↑
「地球温暖化対策に取り組むまち」として満足している市民の割合	22.9%　（2019 年度）	↑

※環境基本計画策定（2018 年 3 月）以降に算定方法の変更あり

Pick Up　ゼロカーボン社会の実現に向けた**とよた・ゼロカーボンアクション**　（環境政策課）

令和５年１月に、豊田市、豊田市区長会、豊田商工会議所、あいち豊田農業協同組合、連合愛知豊田地域協議会などで構成するゼロカーボンシティの実現を目指す協議会を新たに発足し、市民や事業者が一体となって「節電」・「３R」・「食品ロス削減」といった身近な環境配慮行動を実践する市民運動「とよた・ゼロカーボンアクション」を開始しました。

Pick Up　**「ハロー！カーボンニュートラルプロジェクト**　（未来都市推進課）

『機動戦士ガンダム』と豊田市がタッグを組んだ「ハロー！カーボンニュートラルプロジェクト」が、2022 年 11 月 1 日（火）より始動しました。

本プロジェクトは、市民及び事業者にカーボンニュートラルをより身近に感じてもらい、自らの行動につなげてもらえるよう、これまでの本市の取組や今後実施する取り組みを 3 つの視点（つくろう、つかおう、つなごう）で整理し、広く訴求していくことが目的です。

訴求効果を高めるため、環境・先進技術と親和性が高く、幅広い世代に人気のあるコンテンツとして、『機動戦士ガンダム』とタッグを組み、様々な取組を展開しています。

©創通・サンライズ

Pick Up　**カーボンニュートラル対策＆物価高騰対策**（環境政策課）（産業労働課）

カーボンニュートラルの促進及び物価高騰対策として、市民及び市内事業者へ省エネ・再エネ設備の導入に関する３つの支援を新たに実施しました。市民向けでは、一定の省エネ性能を有するエアコンや冷蔵庫の設置に対する補助支援を実施し、事業者向けでは、市内中小企業等を対象に、再エネ発電設備導入の補助や、高効率空調や業務用給湯器などの省エネ設備導入の補助を実施しました。

これらの支援策によって、市民及び市内事業者のエネルギー消費量の削減につながり、カーボンニュートラルに向けた取組が加速しました。

自然共生社会

【2022（令和 4）年度進捗状況】

※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
※ 進捗状況を評価するに当たり毎年度、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

<施策の進捗状況>

- 13 の施策のうち 6 件が順調の評価。
- 4 施策は、新型コロナウイルス感染症の影響で自然観察会等の講座の中止や定員を削減したこと等により、評価困難とした。
- 成果指標は、11 項目中、8 項目が順調に推移。
- 動植物標本の登録数は、目標とする値に対し遅れがあるが、博物館等とも連携を取りながら、収集・管理を進めてもらいたい等の意見が出された。

Vision【2050 年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- 豊かな自然とふれあう機会を創出し、多くの市民が利用している
- 生物多様性の状況を把握し、その結果が施策へ反映されている
- 市民による保全活動が促進され、連携が進んでいる
- 開発行為に対する適切な監視や指導がされている
- 企業による生物多様性保全に関する CSR 活動が活発化している
- 多面的機能を持つ農地が保全され、生態系に配慮した営農がされている

Goal【まちの状態指標】

指標名	現状値（把握年度）	目指す方向
「自然とふれあえる場の多さ」として満足している市民の割合	53.6%　（2020 年度）	↑
生物多様性を理解している市民の割合	35.0%　（2020 年度）	↑
①　希少野生動植物種 ②　特定外来生物 が豊田市にも生息・生育していることを知っている市民の割合	①　38.6%（2020 年度） ②　74.0%（2020 年度）	↑
生物多様性を保全する活動・イベントに参加したことがある市民の割合	10.2%　（2020 年度）	↑
市内で確認された希少種の種数	487 種　（2020 年度）	→
健全化に向かっている人工林の割合	73.1%　（2020 年度）	↑
「公園や緑地が身近にあるまち」として満足している市民の割合	56.9%　（2020 年度）	↑
生物多様性保全活動に取り組む企業の割合	14.6%（2020 年度）	↑

Pick Up　ラムサール条約登録湿地 10 周年　（環境政策課）

矢並湿地、上高湿地、恩真寺湿地は「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録された湿地であり、平成 23 年に策定した東海丘陵湧水湿地群保全活用計画に基づいて、整備や活用を進めてきました。

令和 4 年度は、ラムサール条約登録から 10 年が経過することを記念して、「ラムサール条約登録 10 周年記念シンポジウム」や、「東海丘陵湧水湿地群巡り」等のイベントを開催しました。

記念シンポジウムでは、矢並小学校、上鷹見小学校、則定小学校の児童が、それぞれの湿地での学習成果の発表を行いました。また、愛知学院大学の富田准教授による湿地保全に関する記念講演会を実施しました。

湿地群巡りでは、普段は公開されていないそれぞれの湿地を、小学生のガイド案内で巡るツアーを開催しました。

Pick Up　山中町自治区が環境保全関係功労者表彰を受賞（環境政策課）

豊田市では、日頃環境活動に尽力されている団体・個人について、国や愛知県等が実施する表彰に積極的に推薦しています。令和 4 年度は 1 団体が表彰されました。表彰実績は以下のとおりです。

■愛知県環境保全関係功労者表彰　山中町自治区

功績概要　ラムサール条約登録湿地である恩真寺湿地（2012年登録）の保全活動や、地元小学校で湿地を活用した学習の場を創出

表彰式の様子

湿地保全作業の様子

地元小学校の湿地見学の様子

循環型社会

【2022（令和４）年度の進捗状況】

※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
※ 進捗状況を評価するに当たり毎年度、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

<施策の進捗状況>
- 11 の施策は、９件が順調の評価。
- 市民一人当たりのごみ排出量が減少している。
- 事業系可燃ごみが減少していない。
- ダンボールコンポストモニター登録者数、リユース工房利用者数が増加している。
- ごみ分別アプリのダウンロード数が増加している。
- ごみ処理１ｔ当たりの発電量、焼却施設の稼働率が目標値を上回っている。
- 不法投棄パトロール隊の団体数が増加している。
- 廃棄物の不適正処理現場の監視ができている。

Vision【2025 年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- 廃棄物の発生抑制が進んでいる
- 廃棄物の再使用・再生利用が進んでいる
- 廃棄物の適正処理が進んでいる
- 安心できるごみ処理体制が確保されている

Goal【まちの状態指標】

指標名	現状値（把握年度）	目指す方向
市民一人当たりのごみの排出量	539ｇ（2022 年度）	↓
事業系可燃ごみの排出量	38,245ｔ（2022 年度）	↓
廃棄物の不適正処理現場の数	110 か所（2022 年度）	↓
最終処分場の容量確保	47,632m^3（2022 年度）	↑
施設の稼働率	66%（2022 年度）	→

Pick Up　ペットボトルの水平リサイクルの協定締結　（循環型社会推進課）

令和４年５月13日に、持続可能な循環型社会の実現を目指し、豊田市と豊田通商株式会社、サントリーホールディングス株式会社の３者による「ペットボトルの水平リサイクルに関する協定」を締結しました。

ペットボトルのリサイクルは、使用済みのペットボトルから繊維シート等に再利用するのが主流ですが、水平リサイクルは、使用済みのペットボトルを原料として、新たなペットボトルを製造するものです。

分別収集等により市民から集めたペットボトルを、豊田通商株式会社へ売払い、豊田通商株式会社が買い受けたペットボトルを使用して、再生ペットボトルの原料となるペレット（PET 樹脂の小片）を製造します。サントリーホールディングス株式会社は、ペレットを豊田通商株式会社から買い受け、再生ペットボトルの製造に使用し、飲料を販売します。

Pick Up　緑のリサイクルセンター改修工事完了　（清掃施設課）

令和３年９月から実施していた「緑のリサイクルセンター改修工事」は令和５年２月末で工事完了し、３月から通常稼働を再開しました。

緑のリサイクルセンターは市内で発生する刈草、せん定枝及び食品残さを受け入れ堆肥化する有機性廃棄物資源化施設として、平成22年７月に稼働を開始しました。この改修工事では、処理システム全体を見直すことで、設備の老朽化に対する機能回復と、処理量の増加を実施しました。

本工事により、処理量を年間2,480ｔ（令和２年度実績）から年間3,800ｔに引き上げると共に、これまで焼却処理をしていた製造過程で発生する不適物の量を10%以下に低減する事ができます。完成した堆肥「ecoグリーン」や「チップ」は令和５年６月から販売を再開しております。

発酵途中の様子

販売堆肥「ecoグリーン」

安全・安心社会

【2022（令和４）年度の進捗状況】

※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの、
「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの
※ 進捗状況を評価するに当たり毎年度、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

<施策の進捗状況>

- 11 の施策は、全て順調の評価。
- 成果指標は 3 項目中、2 項目が順調の評価
- 審議会では、施策の柱 4.2「良好な生活環境の形成」について、市が全庁的に対応していることへの評価や施策の柱 4.3「気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避」について、予想を超える大災害への備えや、適応策に力を入れてもらいたい等の意見が出された。

Vision【2025 年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- 生活環境が保全され、快適に暮らせている
- 災害に強いまちづくりが進んでいる

Goal【まちの状態指標】

指標名	現状値（把握年度）	目指す方向
周辺環境への満足度（全体）	66.6%　（2020 年度）	↑
「気候変動への適応」の言葉を知っていて、積極的に取組を行っている市民の割合（※令和４年度から変更）	26.0%　（2020 年度）	↑

Pick Up 高校生向け気候変動対策を考える会議「模擬 COP」開催（環境政策課）

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、高校生が話し合う気候変動対策を考える会議「模擬 COP」を開催しました。

会議の第 1 部では気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議（COP）を模し、排出削減量に関数議論を行いました。高校生と大学生がチームを組み、国の代表者として自国の国益を考え主張しました。

第 2 部のグループワークでは、「カーボンニュートラル社会を達成するために、2035 年頃（参加者が 30 歳頃）に日本（自分たち）がとるべき具体的な対策」について話し合い、個人の変化だけではなく、社会システムの変化について活発に議論しました。

市民の環境行動の向上と共働の分野

【2022（令和４）年度の進捗状況】

※「達成」：施策の当初の目標を達成しているもの
「順調」：現状のペースで今後も取組を進めていくもの
「遅れ」：ペースを加速又は他の施策に比べ重点的に取り組む必要があるもの

<施策の進捗状況>
- 10 の施策は、全て順調の評価。
- 成果指標は９項目、全ての項目が順調の評価

※施策には、他分野と重複する項目も含まれています。
- 審議会では、施策の柱 5.4「環境行動を促す支援・仕組みづくり」についてインタープリターの世代交代やアプローチ方法の工夫の必要性などの意見が出された。

※ 進捗状況を評価するに当たり毎年度、豊田市環境審議会で意見や提案等を受けています。

Vision【2025 年への「めざす姿」】（このような姿に近づいていますか？）

- 充実した環境学習施設を拠点に、様々な世代へ適切な環境情報･学習の場が提供されている
- 学んだ知識を活かして、環境配慮行動を実践する市民が増えている
- 多様な暮らし方を認め､理想の暮らしを実現している
- 多くの市民･事業者が、自発的に環境行動を実践し、活動成果を共有している
- 特徴的な取組が市内外へ発信されている　・市が率先して環境配慮行動を実践している

Goal【まちの状態指標】

指標名	現状値（把握年度）	目指す方向
「市民や企業が環境に配慮しているまち」として満足している市民の割合	48.6%　（2019 年度）	↑
環境配慮行動を実践している市民の割合	76.3%　（2020 年度）	↑
環境に関連する取組を行っている事業所の割合	30.6%　（2020 年度）	↑
豊田市や住んでいる地域に対して愛着を感じている市民の割合	79.6%　（2019 年度）	↑

Pick Up　「持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラム」への参加（未来都市推進課）

令和４年７月､豊田市は国連経済社会局からの招待を受け、ニューヨークで開催された「ハイレベル政治フォーラム」の特別会合である「地方・地域自治体フォーラム」及び「VNR ラボ」に参加しました。壇上では市長が令和４年６月に発行した「自発的自治体レビュー」について説明し、パートナーシップの重要性を発信しました。

★豊田市環境基本計画成果指標一覧（主要データ）

社会・分野	指標名	2022 年度実績	最終目標（2025 年度）
脱炭素社会	再生可能エネルギーの総発電量（市導入・関与分）	**116,419kW**	119,500kW
	スマートハウス支援件数（累計）新築及び既築	**1,518 件**	2,000 件
	スマートハウス支援件数のうち、新築 ZEH（スマート・ゼロハウス）（累計）	**155 件**	280 件
	新車販売台数に占める次世代自動車の割合	**40.7%**	50%
	公共施設の LED 化実施割合	**32.0%**	50%
	中小企業向け脱炭素スクール修了事業者数	**37 者**	100 者
	人工林の間伐実施面積(年間) ※公有林等を除く	**879ha**	1,200ha
	適応策推進事業への延べ参加者数（累計）	**435 人**	1,200 人
	環境に関する先進技術実証事業の件数	**6 件**	毎年度 3 件以上
自然共生社会	豊田市自然観察の森における講座等の受講者数	**4,846 人**	5,500 人
	新たに整備された水辺や緑地等のふれあい空間の箇所数	**3 か所**	3 か所 （2022～2025 年）
	環境学習施設を利用した小学生の生物多様性の理解度	**92.8%**	80%以上
	サイエンスミュージアムネットに登録された標本の数（累計）	**27,490 件**	40,000 件
	市民参加生き物調査における一般参加者数	**988 人**	1,700 人
	生物多様性保全に関する活動団体数	**33 団体**	35 団体
	人工林の間伐実施面積(年間) ※公有林等を除く	**879ha**	1,200ha
	みどりのまちづくり推進事業補助金による緑地整備面積	**469m²**	3,200m² （2021～2024 年度）
	自然共生に関する企業と地域・市民活動団体とのマッチング件数	**6 件**	年間 5 件
	山村部の暮らしに関する情報受信者数	**2,420 件**	増加
	経営耕地面積	**―**	維持

社会・分野	指標名	2022 年度 実績	最終目標 （2025 年度）
循環型社会	市民一人当たりのごみ排出量 （家庭系ごみ＋資源回収量）	**638g**	660ｇ
	市民一人当たりのごみ排出量	**539g**	520ｇ
	市民一人当たりのごみ排出量（燃やすごみ）	**502g**	485ｇ
	最終処分量（直接埋立量）	**1,477t**	1,527ｔ
	事業系可燃ごみ排出量	**38,245t**	35,000ｔ
	ごみ処理１ｔ当たりの発電量	**462ｋＷｈ/ｔ**	440ｋｗｈ/ｔ 以上
	廃棄物の不適正処理現場の数	**110 か所**	前年度から 3 か所以上減
	焼却施設の稼働率	**66%**	60%以上
安全・安心社会	環境の保全を推進する協定等で定めた 協定値を超過した事業所の数	**1 件**	0 件
	不良な生活環境の解消率	**86%**	50%
	適応策推進事業への延べ参加者数（累計）	**435 人**	1,200 人
市民の環境行動力の向上と共働の分野	環境学習施設における講座等の受講者数 ① 豊田市自然観察の森　②豊田市環境学習施設 eco-T	**89.4%**	80%
	とよた SDGs パートナーの連携事業数	**20 件**	毎年度 5 件以上
	都市部と山村部の暮らしに関する情報受信者数 ①WEB サイト閲覧数、②おいでんさんそんセンター Facebook いいね数	**①24,408 件** **②2,420 件**	①60,000 件 ②増加
	環境学習施設 eco-T におけるインタープリター登録数（積み木キャラバン隊含む）	**92 人**	100 人体制を維持
	とよた SDGs ポイント新規加入者数	**817 人**	毎年度 500 人以上
	協定協議会 WEB サイト閲覧者数（４年間累計）	**5,121 件**	10,000 人 （2021-2024 年度）
	環境情報提供ツールの利用者数 分別アプリさんあ～る	**67,033 件**	96,000 件
	SDG s 関連プロモーション事業数	**6 件**	毎年度 3 件以上

（環境基本計画成果指標一覧）

事業詳細編

第１章　脱炭素社会

エネルギーの地産地消の推進

エネルギーの地産地消の仕組みづくり

【グリーン電力証書等の活用】

豊田市産の再生可能エネルギーを、豊田市内の公共施設や事業所などで活用し、市内の CO_2 排出量削減に貢献しています。

藤岡南中学校及び渡刈クリーンセンターで創出された環境価値は、グリーン電力証書として市内事業所へ販売しています。

令和４年度は、このグリーン電力証書を新たに活用して、超小型モビリティを活用したカーシェア実証における走行時の脱炭素化、工場資源を活用した実証事業における使用電力の脱炭素化などに貢献しました。

〔未来都市推進課、環境政策課〕

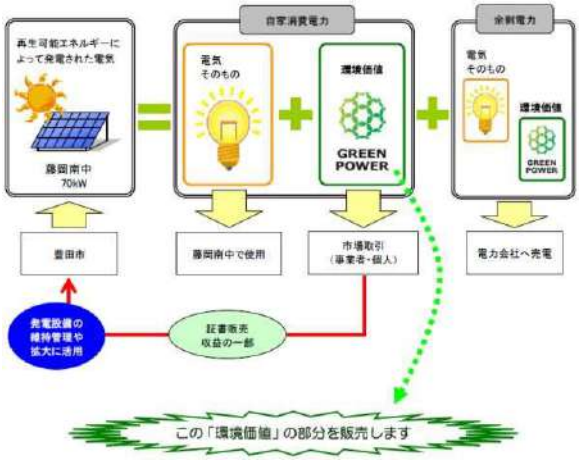

SDGs とよた再エネチャレンジの仕組

再エネ PPA や共同購入など民間モデルの活用

【共同購入】

住宅等への太陽光発電及び蓄電池設備（以下、「太陽光設備等」という。）の導入を促進するため、新たに「太陽光発電及び蓄電池設備共同購入事業」を実施しました。

太陽光設備等の設置を希望する市民や事業者を募集し、一括して発注することで、設置にかかる初期費用の削減を図ることを目的とした事業です。

プランは太陽光発電単体、蓄電池単体、太陽光発電及び蓄電池のセットの３つで、合計 704 件の参加登録がありました。

共同購入事業チラシ

民生・交通の脱炭素化の促進

【地産地食の推進】

豊田市産の農産物を地域で消費する「地産地食」の取組を推進しています。

小学校高学年及び保護者を対象に、とよたの梨が畑からスーパーに並ぶまでを梨の収穫体験や施設見学を通して学ぶことができる「地産地食冒険隊～とよたの梨編～」や直売所スタンプラリーを開催しました。

また、「地産地食応援店」のみなさんから旬の農産物を使用したレシピを教えていただき、「とよたの地産地食レシピ集」として配布しました。さらに、地産地食や農産物の PR 動画をイベント開催時に放映し、市内産農産物の理解を深めるための取組みを行いました。

〔農政企画課〕

「地産地食冒険隊～とよたの梨編～」

とよたの地産地食レシピ集

次世代型脱炭素交通システムの導入

【燃料電池自動車の普及促進】

水素社会の実現に向けて、水素ステーションの整備や燃料電池自動車・バスの導入、普及促進に取り組んでいます。令和元年 7 月には、量販型燃料電池バス「SORA」3 台を導入し、とよたおいでんバスなどで活用、移動の脱炭素化に貢献しています。

また、平成 27 年 2 月に公用車として燃料電池自動車「MIRAI」を 2 台導入、令和 3 年 2 月には「新型 MIRAI」を 1 台追加で導入、更に令和 4 年 12 月には消防本部の広報車両として東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会にて使用された「MIRAI」を 1 台新たに導入しました。公用車の MIRAI が走行に使用する水素には、東邦ガス株式会社が提供する CO2 フリー水素を活用し、走行時だけでなく、燃料製造時の脱炭素化にも貢献しています。また、令和 5 年 3 月には、トヨタ自動車株式会社が開発を進める移動式事務所を想定した燃料電池自動車「FC オフィスカー」を公用車として導入しました。

次世代自動車の普及促進のため、公用利用に加え、災害時には地域の防災拠点における非常用電源としても活用していきます。

〔未来都市推進課〕

SDGs ラッピングした SORA

新型 MIRAI・C+pod 納車式の様子

公用車として導入した FC オフィスカー

【TOYOTA SHARE】

トヨタ自動車の会員制カーシェアリングサービス「TOYOTA SHARE」を活用し、官民連携による新たなモデル構築に向けて取り組んでいます。

令和 3 年 4 月から豊田市駅西口で、2 人乗りの電気自動車「C+pod」を、平日は公用車専用車両としてレンタルし、休日は通常のシェアリングカーとして TOYOTA SHARE 会員が利用しています。

また、令和 5 年 2 月からは、同じく TOYOTA SHARE で、トヨタ自動車の社用車「C+pod」を活用したカーシェア実証も開始しました。本実証では、公用車併用モデルとは異なり、平日・休日ともにシェアリングカーとして利用ができます。更に、市内 9 か所のステーション間で出発ステーションと違うステーションで返却できる「ワンウェイ利用」が可能です。

市の土地をステーション用に提供しており、小回りの利く次世代自動車の普及促進につながる取組として進めています。

〔未来都市推進課〕

TOYOTA SHARE で
活用している C+pod

【SAKURA プロジェクトの推進】

環境に優しい次世代自動車の普及促進を実施しており、災害時の非常用電源としての活躍も期待されています。行政、自動車メーカー・販売店（将来的には、事業所、個人）が所有している外部給電可能な自動車をいざという災害時に活用できるよう新たな避難支援策の構築を目指す取組です。官民連携で外部給電機能をふやす・つなぐ・つかえる仕組みづくりに挑戦しています。

また、平成 30 年度から、プロジェクトに賛同する事業者や団体が登録するパートナー制度が本格的に運用を開始し、令和 4 年度末までに 13 の企業・団体が登録しています。令和 4 年度は引き続き、パートナーに登録されている自動車販売会社等の協力を得て、地域で実施される防災訓練にプラグインハイブリッド車を配車し、広く外部給電機能※の普及啓発を行いました。地域からの出展依頼 29 件に対し、6 件でパートナーと共働し出展しました。

〔環境政策課、防災対策課、未来都市推進課〕

※外部給電機能：車両から外部に電力を供給する機能。非常用電源としての活用など防災面での有用性が注目される。

給電体験の様子

「とよたエコアクションプラン」の推進

【公共施設ＬＥＤ化】

カーボンニュートラルを推進し、温室効果ガス排出量及び消費電力を削減するため、リース契約により公共施設の照明をＬＥＤ照明へ転換する事業を実施しています。

令和４年度は小中学校の体育館及び武道場 87 施設、産業文化センター、西部コミュニティセンター、猿投コミュニティセンター、総合野外センターの４施設の計 91 施設についてＬＥＤ化整備を実施しました。

令和５年度はこども園を中心とした 67 施設のＬＥＤ化整備を予定しています。また、R6 年度以降のＬＥＤ化整備計画を立て、計画的に整備を進めていきます。

整備前

整備後

<u>産業の脱炭素化の推進</u>

【中小企業等への支援】

市内の中小企業等における脱炭素化を推進するため、省エネ行動を呼びかけるポスターやラベルを配布しています。

令和４年度は、企業に 17 社配付を行いました。　〔環境政策課〕

ポスター及びラベル
（一部）

【豊田市脱炭素スクール】

・脱炭素スクールを開校

豊田市では、中小企業向けに脱炭素経営のポイントや省エネ推進・再エネ導入の実践手法を学び合う場「豊田市脱炭素スクール」を令和３年に開校しました。脱炭素経営のメソッドが詰まったスクールを契機に、企業の自主的な脱炭素化への取組が進みつつあります。

令和４年９月には、昨年 10 月に開校した第１期スクール修了式・修了成果報告会を開催し、スクール参加 16 者が、自社の脱炭素アクションプランを作成し、脱炭素化の目標を発表しました。

令和４年 10 月からは第２期スクールも開校しています。

〔環境政策課〕

スクール修了式の様子

【豊田市カーボンニュートラル創エネ促進補助金】

市内で製造業に属する事業を営む中小企業等が、再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電、蓄電池等）を導入する費用の一部を補助しています。

令和４年度は、12 事業所を補助しました。

〔産業労働課〕

【豊田市省エネ設備導入支援補助金】

市内で事業を営む中小企業等が、既存設備（空調、冷蔵庫等）を省エネ性能の高い設備に更新する費用の一部を補助しています。

令和４年度は、５事業所を補助しました。

〔産業労働課・商業観光課〕

【カーボンニュートラルに係る相談窓口事業】

中小企業者等のカーボンニュートラルへの取組を支援するため、啓発セミナー開催による意識啓発、相談窓口によるCO_2排出量の算定方法、CO_2を削減する取組などへの助言を実施しました。

カーボンニュートラル入門セミナーの様子

森林吸収源対策の推進

【森林保全ルールと健全な人工林づくり】

水源のかん養や土砂流出の防止、CO_2吸収など、森林の持つ公益的機能を十分発揮させるためには、大規模な皆伐や危険地帯への皆伐などの抑制と、スギ・ヒノキの過密人工林の間伐推進が欠かせません。本市では、「新・豊田市 100 年の森づくり構想」に基づき、独自の森林保全ルールとして「豊田市森林保全ガイドライン」の運用を令和元年度から開始し、作業道開設や林業による皆伐等について林業事業体への現地指導を実施しました。

また、地域の森林所有者が「地域森づくり会議」という組織を設置し、所有する森林の状況や施業界を把握しながら「森づくり団地計画」を作成し、順次、間伐を実施して効率的に森林の健全化を図っています。令和４年度は、1107.83ha の計画を作成し、市内全体

945.92ha の間伐が実施されました。

〔森林課〕

【地域材の利用推進】

CO_2を樹内に固定し大気中への放出を抑制するなど、木材の炭素固定機能を発揮させるには、森林資源の循環利用を進め、とりわけ建築物など長期に渡って使用することが重要となります。そのため、地域材の加工流通体制の構築、安定供給による公共建築物等への積極的な地域材の利用や、木材関係者と共働による、木に触れあう機会の創出など、地域材の利用機会の拡大を図っています。

令和 4 年度は、一般社団法人ウッディーラー豊田と連携し、地域材を活用した商品開発や普及啓発活動を実施しました。また、市内飲食店の店舗などの木質化への補助を実施し、民間での地域材の利用拡大に取り組みました。　〔森林課〕

木質化への補助金を活用した市内店舗

気候変動適応策の推進

気候変動適応策推進事業

【気候変動適応情報プラットフォーム】

適応策を推進する取組の一つとして、気候変動適応に関する情報を収集できる「豊田市気候変動適応情報プラットフォーム」を運営しています。

令和 4 年度は、名古屋グランパスのプロサッカー選手や観客に対する熱中症対策やこども園における子どもや保育者に対する熱中症対策をヒアリングし、プラットフォームで情報提供しました。

〔環境政策課〕

こども園において、活動前に
WBGT 計を測定している様子

【気候変動ハイキングツアー】

地球温暖化の問題や気候変動の影響を学び、今後の環境配慮行動に役立ててもらうため、小中学生やその保護者を対象に面ノ木風力発電所やブナ原生林を見学するハイキングツアーを実施しました。

風力発電所では発電するための風の条件を体感したり、原生林では気候変動の影響から昔は観測されなかった生き物が見られるようになってきたことなどを学びました。

〔環境政策課〕

日　　程：令和 4 年 7 月 23 日（土）
参加者数：28 人

ハイキングツアーの様子

気候変動ハイキングツアーチラシ

連携や情報発信による取組の推進

連携による取組の推進

【とよた・ゼロカーボンネットワーク】

令和５年１月に発足した「とよた・ゼロカーボンネットワーク」では、エネルギー地産地消及び広域連携の視点で必要な取組を実施しています。

① 行動実践のためのキャンペーン

とよた・ゼロカーボンアクションに気軽に取り組くんでもらうため、「とよた・ゼロカーボンアクション～春の節電・エコまつり～」を実施し、383 組 1,154 人が節電に取組みました。

キャンペーンチラシ

② 民間企業との連携事業

とよた・ゼロカーボンアクション（手前どり）の実践を呼びかけるため、メグリア SDGs フェアにおいて啓発を実施し、220 人が参加しました。

イベントの様子

③ 市役所職員向けの啓発

とよた・ゼロカーボンアクションのうち、「節電（重ね着）」を分かりやすく啓発するため、職員をモデルとして起用し、暖かい着こなし方や暖かく過ごす工夫をまとめました。

職員を起用した啓発チラシ

〔環境政策課〕

国内外への情報発信

【環境先進都市プロモーション事業】

豊田市の取組を国内外に広く、発信するため、国際関係機関等との連携事業を実施しています。

豊田市は、平成 30 年 6 月に内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されました。SDGs は、「誰一人取り残さない」社会の

実現を目指す世界共通目標であり、様々なステークホルダーとの連携が必要不可欠です。

令和４年６月には、国連地域開発センター（UNCRD）と連携して開発に取り組む「ローカルアクションの加速化のためのSDGsモニタリング評価ツール」を活用して豊田市の SDGs 達成に向けた進捗状況及び SDGs に関する取組を独自にまとめた「VLR（Voluntary Local Review 自発的自治体レビュー）」を発行しました。

このような取組が評価され、「2022 年国連ハイレベル政治フォーラム（HLPF）」の特別会合である「第５回地方・地域自治体フォーラム（LRGF）」及び「VNR ラボ 2022 シリーズ第 12 会合」には豊田市長が国連経済社会局（UN DESA）からの招待を受けて登壇し、VLR の発行について説明するともに SDGs 達成に向けた様々なステークホルダーとの連携事例を挙げ、パートナーシップの重要性を発信しました。

〔未来都市推進課〕

LRGF 登壇の様子

第２章　自然共生社会

自然とのふれあい機会の創出

水や緑とのふれあい空間の形成

【身近な公園・広場の整備】

地域における公園や広場を整備するとともに、それらを河川や街路樹でネットワーク化することにより市街地に自然を呼び込み、自然と共生する快適な都市環境の実現を図ります。

身近な公園・広場の取組内容

事業名	令和4年度取組内容
街区公園整備事業	整備工事 3 公園 （上野不動堂公園、寺部水辺夢公園、花園前田公園）

〔公園緑地つくる課〕

【河畔環境整備支援事業】

水辺愛護会（自治区の有志で組織された団体）は、良好な水辺空間の創造、保全､活用を目的に､清掃及び草刈り作業、また、生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。平成５年４月に発足した古川（ふるかわ）水辺公園愛護会を始めとし、令和４年３月末現在 22 団体約 750 人の会員により、主に矢作川水系において良好な水辺環境が保全されています。

この事業では、ワークショップや共働支援ホームページの運営により、水辺愛護会の活動を支援しています。

令和４年度は矢作自治区水辺愛護会を対象に「管理・活動計画」づくりのワークショップを２回行い､17 名が参加しました。　〔矢作川研究所〕

【ふるさとの川づくり事業】

安全で自然豊かな、地域に愛される「ふるさとの川」をめざした活動が地域住民主体で展開されています。

この事業では、地域の川をどのようにしていきたいかを話し合う住民ワークショップや実際の川の姿を知ってもらうための川遊び体験会を開催し、共有した整備のイメージに基づいて、住民が主体となって行政と共働で川づくりを行い、整備後の日常の草刈り等を住民が実施しています。

住民自らが川づくりに参加することで川への関心や愛着が生まれ、川での自然体験活動も創出されています。

河川名	整備内容・活動内容	年度
普通河川 岩本川	浚渫・水制工設置・置石・草刈ほか 自然体験学習（近隣小学校の授業でも活用）	2016～
普通河川 広沢川	住民ワークショップの開催 浚渫・水制工設置・置石・草刈ほか	2020～

〔矢作川研究所〕

生物多様性への理解の促進

環境教育・環境学習の充実

【自然観察の森等による環境学習】

自然観察の森では、施設利用者に対し、様々なプログラムなどを通して、森にすむ生き物や生物多様性について知ってもらう取組をしています。令和4年度は、市民を対象とした自然観察会を 37 回実施し延べ420人が参加しました。また、自然観察の森が実施するプログラムのほか、市民参加生き物調査や水生生物調査等、様々な事業を実施し、多くの市民に環境学習の機会を提供しています。

〔環境政策課〕

【ラムサール湿地を活用した環境学習】

湿地保全学習モデル校をはじめとする4つの小学校の生徒（延べ 729 人）が計30 回、湿地の観察と保全活動を通じて、環境学習に取り組みました。

また、矢並湿地一般公開（計4日間）や、ラムサール湿地観察会（計7日間）、矢並湿地自由観察の日（計4日間）などの市民向け観察会を開催しました。延べ741 人が参加して、普段は見ることのできない湿地の希少な動植物の観察を行い、湿地の保全や生物多様性に関する理解を深めました。

〔環境政策課〕

豊田市博物館における人と自然とのかかわりに関する展示

【豊田市博物館整備事業】

現在整備を進めている、豊田市博物館では、人と自然のかかわりに関する展示を予定しています。

博物館の開館にむけて活動している「自然標本あつめるプロジェクト」では、市民公募の会員とともに市域の昆虫・地質を対象に28回（のべ294名）の現地調査を行い、それらの成果を標本として記録しました。今後は調査成果を博物館内で展示するための準備をすすめ、市域の自然環境について紹介していく予定です。

〔博物館準備課〕

市民参加型調査の推進

【川しらべ】

地域住民と一緒に、地域を流れる川を調査する「川しらべ」を平成20年度から実施しています。川の水のにおいや汚れなどの水質調査、川の景観や近づきやすさ、生き物など、参加者の感覚で川を評価します。参加市民が身近な水辺に関心を持ち、地域の環境保全への意識を高め、環境配慮行動につなげることを目的として実施しています。

令和4年度は、5河川延べ162人が参加しました。

〔環境保全課〕

環境保全と取組支援の促進

都市部と山村部の交流

【農とのふれあい推進事業】

市民が気軽に農とふれあうことができる場を提供するため、市民農園等の運営支援を行っています。市民農園は市内に877区画あり、利用率は94.9%です。

また、農ライフ創生センターにおいて、気軽に野菜づくりを体験できる取り組みとして、「旬の野菜づくりコース」を実施しており、市民の農とのふれあいを推進しています。

〔農政企画課〕

第３章　循環型社会

廃棄物の発生抑制の促進

家庭系廃棄物の減量

【食品ロスの削減】

子どもたちやその保護者に、食品ロスの問題や食品ロスを減らすために何ができるかを考えてもらうため、夏休み期間中に、市内の小学 4～6 年生を対象に、「食品ロス削減啓発ポスター」の作品募集を行いました。応募があった 178 作品の中から、優秀作品をパッカー車の側面にラッピングし、日々のごみ収集作業を通して、食品ロスの削減を啓発しました。

ラッピングパッカー車

また、家庭で消費しない（余っている）食品を集め、福祉団体等に寄附する「フードドライブ」を実施しました。環境月間である 6 月と食品ロス削減月間である 10 月の他に、トヨタ生活協同組合との共催で、市内メグリア各店舗で実施したり、名古屋グランパスエイトとの連携で、試合会場の豊田スタジアムで実施しました。集まった食品は、市社会福祉協議会等を通じて生活に困っている方の支援や子ども食堂での活動等、食品を必要としている方に提供され、有効に活用されています。

豊田スタジアムでのフードドライブ

食品ロス削減の日である 10 月 30 日には、豊田市駅前（ペデストリアンデッキ広場）で豊田市飲食業組合、豊田市食品衛生協会、名古屋グランパスエイト（グランパスくん）と連携して、啓発物を配布しながら食品ロス削減への協力を呼びかけました。

ペデストリアンデッキでの食品ロス削減啓発

「愛知工業大学の学生サークル」及び「夢農人とよた」との連携企画としては、家庭で備蓄している防災食の有効活用方法としてのアレンジレシピを考案し、10 月 15 日に開催した「食ロス削減 de パエリアふるまい」フェアで調理し、イベント参加者に提供しました。

〔循環型社会推進課〕

清掃施設の見学会の実施

豊田市内の小学校や一般市民を対象に、渡刈クリーンセンターの見学会を実施しました（延べ 4,080 人）。見学を通して、ごみがどのように処理されているかを理解し、ごみの減量や分別の必要性を実感し、日常の暮らしの中で意識を持って行動するきっかけとなることを目的としています。

また、小学生には見学中にインタープリターや施設で働く人と関わることで、地域の大人とのつながりや地域への愛着を深め、社会の一員となっていくための見聞を広めるきっかけにもなっています。

〔環境政策課〕

廃棄物の再使用・再生利用の促進

家庭系廃棄物の再使用・再生利用

【粗大ごみの再生「リユース工房」事業】

物を大事に長く使う意識啓発やごみの減量と再使用・リサイクルに対する理解を深めるために、家庭から粗大ごみとして排出された家具等を清掃・補修し、リユース（再使用）家具として展示販売（入札方式）しています。

令和 4 年 11 月にトヨタ生活協同組合・メグリア本店にて「出張！リユース工房」を実施。民間施設で初めてリユース工房を展開するとともに 15 点の家具等を展示し、入札販売を行いました。

〔循環型社会推進課〕

【令和 4 年度販売実績】

展示数	販売件数	入札件数	販売額合計（円）
645 点	621 点	3,060 件	1,564,600 円

メグリア本店での「出張！リユース工房」

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進

【廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業】

廃棄物の適正処理の推進を強化するため、平成 24 年 10 月から、廃棄物適正処理推進員が市内の排出事業者を訪問し、廃棄物の適正処理について啓発を行いながら、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付状況、廃棄物の保管状況及び廃棄物処理の委託契約締結状況の確認を行っています。

〔廃棄物対策課〕

【令和 4 年度訪問件数】

訪問件数	立入指導件数
388 件	0 件

第４章　安全・安心社会

環境汚染の防止とリスク低減

事業者との協定

【環境保全協定協議会の活動の推進】

協定企業間の環境に配慮した取組の情報交換を図り、情報発信して、市内の事業者全体の取組のレベルアップを目指すとともに、市民の環境に対する理解を深めることを目的に活動しています。

令和４年度は、カーボンニュートラル、廃棄物削減をテーマに、グループワークにより取組事例を共有しました（2 グループ　13 社）。

市内中小企業の環境取組のレベルアップのため、協議会で作成している環境教育教材の説明や騒音測定に関するセミナーを開催しました（56 人参加）。また、事業者向け環境教育教材（1 環境法令一般、2 廃棄物・リサイクル）の改訂をしました。

〔環境保全課〕

大気汚染防止対策

【工場や事業場への規制・指導】

事業者が、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で定められた一定規模以上のばい煙発生施設等（ボイラーなど）を設置する場合や特定粉じん（石綿）の排出等作業（除去作業など）を行う場合、届出を行うことや排出基準等を遵守することが義務付けられています。

令和４年度は、延べ 290 件の立入検査を実施しました。

〔環境保全課〕

水質汚濁の防止

【工場や事業場への規制・指導】

事業者が水質汚濁防止法で定められた特定施設（一定規模以上の浄化槽など）を設置する場合、届出を行うことや排水基準を遵守することが義務付けられています。

令和４年度は、延べ 73 事業所の立入検査を実施し、延べ 55 事業所について排出水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ５件の排水基準等違反があり、改善等の指導を行いました。

〔環境保全課〕

土壌・地下水汚染の防止

【工場や事業場への規制・指導】

有害物質の使用を廃止した場合や一定規模以上の土地の改変を行う場合、土壌汚染対策法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、届出を行うことや土壌汚染の有無の調査が義務付けられています。

令和４年度は、法・条例等に基づく述べ 141 件の届出があり、4 事業者から新たな土壌汚染の報告がありました。市は新たに判明した土壌汚染について、周辺の地下水調査を実施し、全ての井戸で環境基準に適合していることを確認しました。

〔環境保全課〕

騒音・振動、悪臭の防止

【工場や事業場への規制・指導】

【騒音・振動の防止】

事業者が、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で定められた金属加工機械等の施設を設置する場合や建設重機を使用する建設工事を行う場合、届出を行うことや規制値を遵守することが義務付けられています。

公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入検査、測定及び指導等を行っています。

令和４年度は、騒音に関する苦情は 60 件寄せられ、立入件数は 46 件でした。振動に関する苦情は 11 件、立入件数は 7 件でした。

【悪臭対策】

県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産農業等の悪臭関係工場等の事業者は、事業内容等の届出が義務付けられています。

令和４年度は、59 事業場から届出がありました。また、令和４年度は、延べ 29 件立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。

〔環境保全課〕

有害化学物質による環境リスクの低減

【工場や事業場への規制・指導】

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。

令和４年度の調査では、環境基準を超過した地点はありませんでした。また、事業者は、特定施設（焼却炉など）を設置する場合、届出を行うことや排出基準の遵守、年１回以上の測定を行うことが義務付けられています。事業者は、測定結果を市に報告することとされており、令和４年度に報告があった 25 施設全てで排出基準等に適合していました。

〔環境保全課〕

良好な生活環境の形成

【路上喫煙防止対策】

路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、安心かつ安全で快適な生活環境の確保を目的としています。

令和４年度は、昨年度と同様に民間と連携して喫煙所の適正管理に努め、路上喫煙禁止区域内では豊田スタジアムのイベント開催を考慮しながら指導員による定期的な巡回を行なってきました。

また、ボランティア団体と連携した豊田市駅周辺の清掃活動についても継続し、たばこのポイ捨て量の減少に努めました。

〔清掃業務課〕

第５章　市民の環境行動力の向上と共働の分野

学習機会・知識の提供

環境学習機会の提供

【環境学習施設 eco-T（エコット）】

3R をはじめとする身近な環境問題について学ぶことができる環境講座やイベントを開催しています。

令和 4 年度は、生ごみを出さないように工夫をした料理や、古布をリメイクする手芸等の様々な環境講座を 118 回開催し、1,731 人が参加しました。

また、市内の小・中学生に工場見学の案内や出前授業を実施し、ごみの分別や食品ロス削減などについて学んでもらいました。

〔環境政策課〕

【とよたエコフルタウン】

平成 31 年 4 月に豊田市の SDGs の発信拠点としてリニューアルオープンしました。

SDGs の各ゴールに貢献する市の取組の紹介やデジタル地球儀「さわれる地球」を使って世界規模の環境問題を体感することができるほか、CO_2を排出しない、様々なモビリティに試乗することができます。

市民向けのイベントとして、「耕 Life SDGs マルシェ」や「ハロー！カーボンニュートラルフェスティバル」などを実施しました。

〔未来都市推進課〕

共働の推進

市民・事業者との共働

【協定協議会の活動の推進】

環境の保全を推進する協定協議会(「環境の保全を推進する協定」締結企業34社と豊田市で構成)は、企業向けに作成・公開している、環境規制を学習する教材「覚えておきたい環境法令（6種類)」のうち、「1環境法令一般」、「2廃棄物・リサイクル」の2種類の改訂版を作成しました。

この教材を活用し、協定企業のノウハウや環境保全の取組を市内企業に発信することで、市内企業の法令遵守や取組の向上を目指しています。

〔環境保全課〕

多様な価値観・ライフスタイルに応えられる環境の整備

新たな価値観や暮らしに対する情報・体験機会の提供

【定住促進プロモーション事業】

定住促進プロモーション「ファースト暮らすとよた」を通じて、市内外の家族形成期世代へ豊田市の魅力や住みやすさのPRを実施しています。

令和4年度は、民間企業が保有する住まいに関するデータを分析することで、豊田市の現状や住宅購入時の転入転出の実態、他市に着地した人の志向性等を把握することができました。また民間企業の情報誌やネットを活用することで、これまで以上に住宅購入検討者に情報発信ができるよう努めました。

〔定住促進課〕

【中間支援組織連携事業】

おいでん・さんそんセンターは、都市部と山村の人・地域・団体・企業を「つなぐ」プラットホーム（中間支援組織）です。交流・連携・移住の相談機能を備えた総合窓口や企業や大学等による農林業体験をはじめとした様々なニーズに応じた交流機会のコーディネートを行っています。

令和4年度の交流コーディネート実績は、50件、交流人数1,111人でした。主な事例としては、耕作放棄地に興味のある都市部NPO団体が山村の地域団体と協力して耕作放棄地の再生をはじめとした取組を実施し、交流を深めるとともに里山づくりに貢献しました。

〔企画課〕

環境行動を促す支援・仕組みづくり

環境行動を促す仕組みづくり

【とよた SDGs ポイント】

とよた SDGs ポイントは、市の事業や加盟店で SDGs につながる行動をするともらえる豊田市独自のポイントです。モバイルアプリケーションを活用し、ポイント取扱加盟店が、市民と直接ポイントのやり取りができるシステムを運用しています。

令和 4 年度には、加盟店の利用を促進させるため、とよたエコライフ倶楽部が主催し「食べきりポイントキャンペーン」を実施しました。また、アプリ会員の拡大のため各種イベントでアプリ登録支援のブースを出展しました。

加入者　30,216 人（＋817 人）
　うちアプリ会員　4,826 人（＋765 人）
加盟店　93 店舗（＋15 店舗）

※（）内前年度差
※令和 5 年 3 月末現在
〔環境政策課〕

資料編

環境基本計画に位置付けのある事業に
関する資料となる情報を掲載しています。

脱炭素社会に関する豊田市の施設・設備

1　低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」　〔未来都市推進課〕

環境モデル都市の取組を市内外へ情報発信する拠点として、平成 24 年 5 月に低炭素社会モデル地区「とよたエコフルタウン」を整備しました。パビリオン、スマートハウス、地産地消ハウス（レストラン）、水素ステーションなどを順次整備し、環境技術や次世代インフラなどを PR してきました。平成 31 年 4 月にはパビリオンを中心にリニューアルし、SDGs の発信拠点として、様々な社会課題を解決するための先進技術を体感しながら学べる施設になりました。

とよたエコフルタウン全体図（完成時パース）

【とよたエコフルタウン　施設概要】

開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休 館 日	毎週月曜日（祝日は除く。） 12 月 28 日～翌年 1 月 4 日
住　　所	〒471-0024 豊田市元城町 3 丁目 11 番地
電 話 等	TEL:77-5669　FAX:77-5322
E - mail	info@toyota-ecofultown.com

２　未利用エネルギーの活用　　〔（上下水）企画課〕

＜下水熱＞

温度差エネルギーを空調や給湯などに利用することで、省エネ効果や CO_2 削減等の環境に優しい取組が「下水熱の有効利用」として注目を集めています。また、規制緩和や技術革新により「まちなか」の下水熱が有効利用できるようになっています。

【あすけ水の館】

下水熱を冷暖房で利用する学習施設棟は、ミライを担う子どもたちの環境学習の場として活用しています。

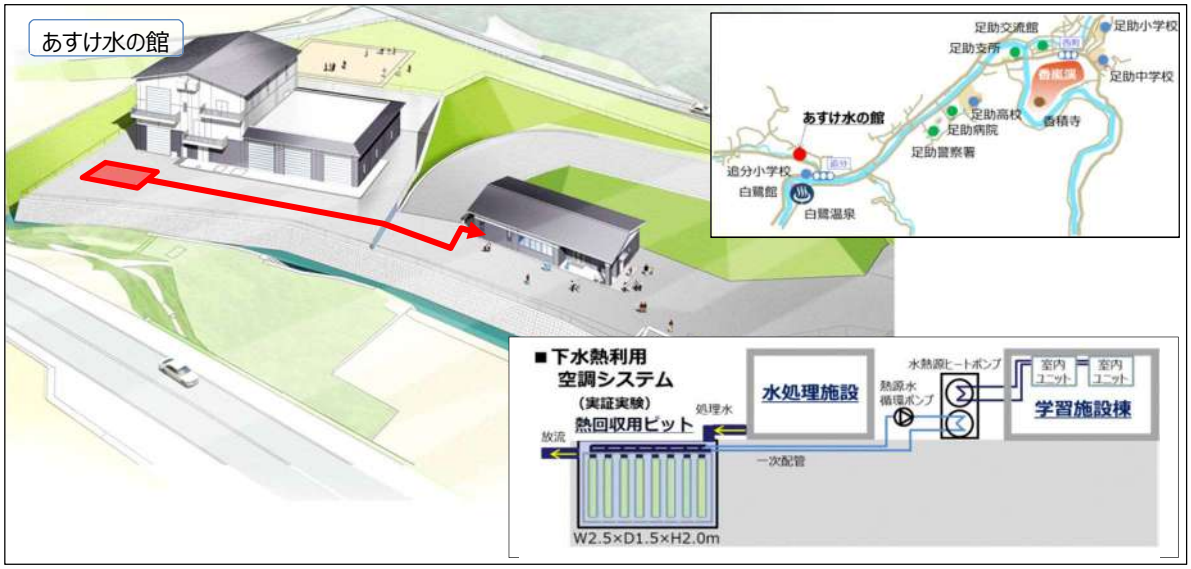

【「豊田市駅前通り北地区第一種市街地再開発事業」高齢者施設棟】

平成 30 年 2 月に新たな下水熱回収技術である“らせんタイプ”の下水熱利用システムを再開発事業に合わせて導入しました。使用年数が多い下水道管の管更生に合わせた、らせんタイプの下水熱回収技術を採用し給湯のヒートポンプの熱源として本格導入し、省エネ、CO_2 の削減に貢献しています。

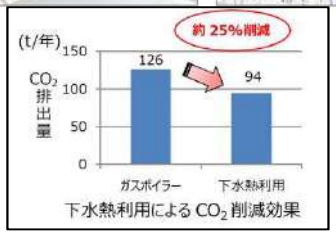

下水熱利用による CO_2 削減効果

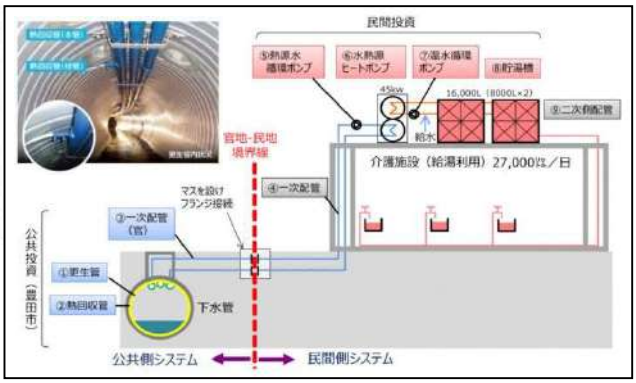

＜マイクロ水力発電＞

【高岡配水場】

上下水道局では、令和元年5月よりFIT制度（固定価格買取制度）の20年間を期間として、豊田市上丘町にある高岡配水場において、マイクロ水力発電システムの運用を始めました。

このマイクロ水力発電は、大口径の水道管内を流れる水道水の余剰圧力（落差）によって、設置したマイクロ水力発電機の水車を回し発電する仕組みです。

愛知県保有の尾張東部浄水場と高岡配水場の標高差は約29mあり、自然流下によって流れてくる未利用の位置エネルギーを活用し発電することができ、クリーンなエネルギーの提供を行うことができます。また、発電量により二酸化炭素排出量の削減効果が見込めます。

高岡配水場の場合、年間約154MWh（一般家庭43軒分）の発電量と約75t相当のCO_2削減量を見込んでいます。

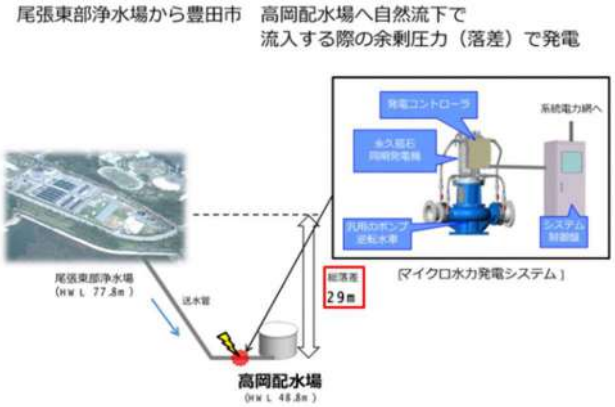

３　公共施設への再生可能エネルギーの導入

〔未来都市推進課、環境政策課、建築整備課〕

（1）公共施設における太陽光発電システム設置状況

設置年月	施設名	総出力（kW）	設置年月	施設名	総出力（kW）
H12. 2	西部コミュニティセンター（民間移管）	10.0	H23. 4	東部給食センター	10.0
H13. 7	豊田スタジアム	40.0	H23.12	豊田市福祉センター	25.0
H14. 3	美山幼稚園（H27民間移管）	10.0	H24. 3	土橋小学校	10.0
H14.12	運動公園体育館	10.0	H24. 3	猿投台交流館	9.66
H16. 3	伊保小学校	10.0	H24. 3	益富交流館	10.08
H16.12	鞍ケ池公園	3.0	H24. 3	とよたエコフルタウン・パビリオン	20.0
H17. 3	岩倉小学校	10.0	H24.11	豊田市役所東庁舎	20.0
H17.11	朝日丘交流館	10.0	H25. 3	野見小学校	20.0
H17.11	美里交流館	10.0	H25. 3	浄水公園	1.92

H18. 3	挙母小学校	10.0	H28. 3	浄水中学校	148.10
H18. 4	グリーン・クリーンふじの丘	30.0	H28. 3	寺部小学校	60.0
H18.11	前山小学校	10.0	H25.	松平こども園	40.0
H18.12	エコット	8.0	H25.	寿恵野こども園 (幼保連携型認定こども園(旧こども園型))	40.0
H19. 4	西部体育館	20.0	H26. 1	浄水北小学校	90.0
H19. 9	井上公園水泳場	10.0	H28. 2	下山支所	4.32
H20. 1	美山小学校	10.0	H28. 2	稲武支所	4.32
H22. 3	緑のリサイクルセンター	4.8	H28. 3	とよたエコフルタウン・駐車場	4.32
H22. 3	自然観察の森ネイチャーセンター	4.8	H28. 3	童子山小学校	20.0
H22. 3	上水運用センター	4.0	H28. 3	前林交流館	10.0
H22. 3	PHV 太陽光充電施設 （11 か所 21 基）	各 1.9	H28. 4	あすけ水の館	11.0
H22. 8	高岡中学校	20.0	H29. 2	巴ケ丘小学校	20.0
H22. 8	上郷中学校	20.0	H29. 3	山之手小学校	30.0
H22. 8	末野原中学校	20.0	H31. 3	藤岡支所	20.16
H22. 8	猿投中学校	40.0	R2. 1	たかねこども園 (幼保連携型認定こども園(旧こども園型))	33.0
H22. 8	小原中学校	20.0	R2. 3	南部休日救急内科診療所	10.20
H22.12	藤岡南中学校	70.0	R3. 3	朝日丘中学校	50.0
H23. 1	スカイホール豊田	40.0	R5. 2	若園交流館	30.0
H23. 2	大沼小学校	30.0	－	－	－
			合計（kW）		1276.58

（2）公共施設における風力発電設備設置状況

設置年月	施設名	規模
H11. 1	東広瀬小学校	0.25kW×1 基
H17. 3	岩倉小学校	0.45kW×1 基
H17. 3	鞍ケ池公園	0.03kW×1 基
H18.12	エコット	0.45kW×3 基
		0.34kW×1 基
		0.76kW×1 基
		0.03kW×1 基
H21. 6	上水運用センター	1.06kW×1 基
H22. 3	緑のリサイクルセンター	1.00kW×3 基
H24. 3	土橋小学校	4.00kW×1 基

（3）公共施設における屋根貸し事業（豊田市再生可能エネルギー導入促進事業）の実施状況

公募年月	施設名	総出力（kW）	稼働時期
H25.12	堤こども園	49.5	H26
H25.12	竜神交流館	49.5	H26
H25.12	梅坪小学校校舎	49.92	H26
H25.12	東保見小学校校舎	49.92	H26
H26.11	越戸こども園	49.5	H27
H26.11	豊田市民文化会館	324.48	H27

※期間：最長 20 年間

（4）公共施設における太陽熱利用設備設置状況

設置年月	施設名	導入システム
S54	養護老人ホーム若草苑※	ソーラーシステム
H 6. 4	豊田特別支援学校	太陽熱温水器
H 8. 4	消防署藤岡小原分署※	太陽熱温水器
H19.11	保見交流館	空気集熱式パッシブソーラーシステム
R 2.12	豊田地域医療センター	太陽熱温水器

※老朽化等により撤去

4　面ノ木風力発電所

稲武町地内の面ノ木風力発電所は、平成 17 年 2 月から運転を開始しました。

【面ノ木風力発電所の設備概要】

定格出力	1,800kW（600kW×3 基）
風車の直径	44m
風車の高さ	68m（羽根先端までの高さ）
発電開始風速	2.5m／秒
定格出力風速	12.5m／秒
風車機種	ドイツ・エネルコン社製

面ノ木風力発電所

5　交通の整備

(1) P&R 駐車場の整備（P&BR 駐車場の確保）　〔交通政策課〕

公共交通を利用して渋滞削減や環境にやさしい交通を実現させるため、P&R（パークアンドライド※）駐車場、P&BR（パークアンドバスライド）駐車場を整備しています。

現在までに市が整備し、管理している愛知環状鉄道駅前 P&R 駐車場は次表のとおりです。また、P&BR 駐車場としては、藤岡、下山、小原、稲武の各支所、永太郎バス停（小原地区）及び小渡バス停（旭地区）を整備しています。

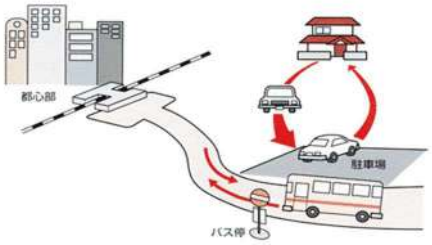

P&BR のイメージ

※パークアンドライド：鉄道駅周辺や主要バス停周辺に駐車場を設け、自家用車から鉄道・バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動する方法

愛知環境鉄道駅前 P&R 駐車場（市管理）一覧

駐車場名	四郷駅前駐車場	末野原駅前駐車場	貝津駅前駐車場	保見駅前駐車場	八草駅前駐車場
駐車容量	140 台	147 台	44 台	58 台	170 台

※平成 24 年 4 月 1 日から 5 駐車場全て有料化（指定管理）

(2) 次世代自動車充電施設　〔未来都市推進課〕

平成 21 年度に 11 か所・21 基の太陽光充電施設、平成 22 年度と平成 26 年度に 21 か所・21 基の普通充電スタンドを公共施設に設置し、道の駅「どんぐりの里　いなぶ」には急速充電器を 1 基設置しました。これらの充電施設は一般市民に開放しています。

太陽光充電施設

普通充電スタンド

(3) 水素ステーションの普及促進　〔未来都市推進課〕

燃料電池自動車（FCV）の普及に向け、平成27年にとよたエコフルタウン内に水素ステーションを整備しました。水素製造装置を備えたオンサイト型ステーションで、施設内の特殊設備の見学や水素製造、FCVなどについて学ぶことができます。

令和2年度には鴛鴨町に市内3か所目となる水素ステーションが整備されたことと併せ、地産再エネ100%で製造するCO_2フリー水素の供給も始まり、豊田市の公用車で利用しています。

6　公用車への次世代自動車の率先導入　〔総務部庶務課〕

本市では、令和３年度に「公用車電動化計画」を策定し、次世代自動車を公用車として率先して導入しています。令和４年度末における次世代自動車保有台数は次表のとおりです。引き続き、公用車の電動化を進めていくとともに、電動化できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。

公用車への次世代自動車導入状況（乗用・貨物自動車）

区　分		R4年度末保有台数
次世代自動車	燃料電池自動車	4台
	プラグインハイブリッド自動車	30台
	ハイブリッド自動車	67台
	天然ガス自動車	2台
	電気自動車	11台
	合　計	114台（34.1）%

※消防本部、上下水道局、外郭団体等への貸出し車両は除く。

※合計欄（　）内は全保有車両に占める割合。令和4年度の保有車両は334台。

7　脱炭素社会に関する主な協定　〔環境政策課・未来都市推進課〕

	協議会名 （会長団体や市の役職）	趣旨・内容等
1	とよた・ゼロカーボンネットワーク 設立：令和5年1月17日 （豊田市）	内容：一体として以下の3項目を進める。 ①節電 ②３R ③食品ロス削減
2	ゼロカーボン市区町村協議会 設立：令和3年2月5日 （横浜市、理事）	内容：　一体として以下の3項目を進める。 ①脱炭素社会の実現に向けた政策研究及びこれに関連する課題等の研究 ②脱炭素社会の実現に向けた政策に関する国等への提言 ③会員自治体相互の交流、連携等を図るための活動
3	水素バリューチェーン推進協議会 設立：令和2年12月7日 （民間企業、特別会員）	サプライチェーン全体を俯瞰し、業界横断的かつオープンな組織として、社会実装プロジェクトの実現を通じ、早期に水素社会を構築することを目的に設立された協議会。
4	あいちFCV普及促進協議会 設立：平成17年7月1日 （愛知県）	国のFCV及び水素ステーションの実証試験プロジェクトの支援や普及啓発活動に取り組むため、組織された協議会。
5	あいちEV・PHV普及ネットワーク 設立：平成21年4月23日 （愛知県）	EV・PHVの需要創出をはじめ、充電インフラの整備促進、普及啓発やその効果を評価するための調査の協働実施などに取り組むため、県、市、関連企業、団体で構成されたネットワーク。
6	ICLEI（イクレイ） 設立：平成2年9月5日 （ドイツ・ボン、日本会員）	持続可能な都市と地域を目指す自治体により組織された国際的ネットワーク。
7	世界首長誓約 登録：平成30年10月1日 （日本事務局：名古屋大学）	持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの大幅削減、気候変動の影響への適応に取り組み、持続可能でレジリエント（強靭）な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのための行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組み。
8	豊田市つながる社会実証推進協議会 設立：平成28年10月12日 （豊田市）	新エネルギーやAI・IoTなどの先進技術の実証・実装による地域課題の解決を通じて、持続可能な社会の形成に貢献するために設立された協議会。

脱炭素社会に関する制度・事業

1　スマートハウス普及促進事業（豊田市エコファミリー支援補助金）〔環境政策課〕

（1）太陽光発電システム設置に対する補助（平成 30 年度で補助終了）

補助制度開始年月：平成 12 年 4 月

※平成 22 年度からは、エコファミリー支援補助制度として補助

※平成 29 年度から HEMS 及び蓄電池が既に設置されている又は同時に設置する場合に補助

※平成 26 年度から平成 30 年度まで、補助額のうち 2 万円（平成 26 年度は 1 万円）分をとよたエコポイントで交付

【平成 30 年度補助概要】

対象者：	自ら居住する市内の住宅に発電システムを設置する方 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）及び家庭用リチウムイオン蓄電池システムを既に設置している又は住宅用太陽光発電システムと同時に設置申請する方
補助額：	1kW 当たり 2 万円（上限 8 万円）※補助額のうち 2 万円分はエコポイントで交付

住宅用太陽光発電システム設置に対する補助実績

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17
補助件数（件）	90	132	248	288	256	357
補助額合計（千円）	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441
総出力（kW）	311.95	417.50	908.18	1,078.12	923.77	1,282.55
年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23
補助件数（件）	396	318	613	871	1,083	1,322
補助額合計（千円）	115,626	89,891	178,624	166,585	116,305	145,607
総出力（kW）	1,444.88	1,081.95	2,204.25	3,351.13	4,444.86	5,822.51
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
補助件数（件）	1,376	1,386	990	813	785	71
補助額合計（千円）	153,796	128,304	77,796	60,846	59,645	5,423
総出力（kW）	6,299.52	6,293.33	4,672.88	4,105.37	4,163.85	272.27

年度	H30	累計
補助件数（件）	98	11,493
補助額合計（千円）	7,325	1,731,365
総出力（kW）	366.66	49,445.53

（2）スマートハウス化設備設置に対する補助

補助制度開始年月：平成 31 年 4 月

【令和 4 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅にスマートハウス化設備として、太陽光発電システム及び家庭用エネルギー管理システム（HEMS）を設置しかつ、家庭用リチウムイオン蓄電池システムまたは電気自動車等充給電設備（V2H）を一体的に導入する方 補助額：定額 15 万円（新築で、国 ZEH 補助金の交付決定及び額の確定を受けている又は住宅版 BELS 評価書において同等の評価を受けている場合、定額 20 万円）

【参考：令和 5 年度補助】

定額 15 万円（新築で、国 ZEH 補助金の交付決定及び額の確定を受けている又は住宅版 BELS 評価書において同等の評価を受けている場合、定額 20 万円）

スマートハウス化設備設置に対する補助実績

年度	R1	R2	R3	R4	累計
補助件数（件）	122	151	151	180	604
うち ZEH 上乗せ（件）	15	51	33	56	155
補助額合計（千円）	27,400	36,360	24,300	29,800	117,860
総出力（kW）	669.20	892.37	925.86	1167.12	53,100.08 ※太陽光発電システム設置に対する補助の発電総出力を踏襲

R4 年度補助による CO_2 削減効果：747.0t-CO_2/年

※創・省・蓄エネルギー設備の設置により CO_2 排出量を正味ゼロとして算出

※1 世帯当たり CO_2 排出量：4,150kg-CO_2/年（出典：温室効果ガスインベントリオフィス）

（3）家庭用燃料電池システム（エネファーム）設置に対する補助

補助制度開始年月：平成 22 年 4 月

【令和 4 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に燃料電池システムを設置する方 補助額：設置に要する費用の 5%（上限 5 万円）

【参考：令和 5 年度補助】　設置に要する費用の 5%（上限 5 万円）

家庭用燃料電池システム設置に対する補助実績

年度	H22	H23	H24	H25	H26
補助件数（件）	21	81	60	111	86
補助合計額（千円）	3,089	10,381	6,223	9,861	6,884
年度	H27	H28	H29	H30	
補助件数（件）	124	155	157	150	
補助合計額（千円）	9,445	9,046	8,222	7,409	
年度	R1	R2	R3	R4	累計
補助件数（件）	123	139	126	141	1,474
補助合計額（千円）	5,994	6,553	5,751	6,632	95,490

R4 年度補助による CO_2 削減効果：211.5t-CO_2/年（約 51 世帯が 1 年間に排出する CO_2 量）
※CO_2 削減量：1 台あたり 1.5ｔ-CO_2/年（出典：東邦ガス資料）
※1 世帯当たり CO_2 排出量：4,150kg-CO_2/年（出典：温室効果ガスインベントリオフィス）

（4）家庭用エネルギー管理システム（HEMS）設置に対する補助（令和 3 年度で補助終了）

補助制度開始年月：平成 24 年 6 月

【令和 3 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の住宅に家庭用エネルギー管理システムを設置する方 補助額：設置に要する費用の 1/4（上限 1 万円）

家庭用エネルギー管理システム（HEMS）設置に対する補助実績

年度	H24	H25	H26	H27	H28	
補助件数（件）	201	281	166	221	247	
補助合計額（千円）	7,613	11,708	6,896	8,603	8,964	
年度	H29	H30	R1	R2	R3	累計
補助件数（件）	236	308	156	84	141	2,041
補助合計額（千円）	8,192	10,397	2,901	840	1,409	67,523

R3 年度補助による CO_2 削減効果：58.52t-CO_2/年（約 14 世帯が 1 年間に排出する CO_2 量）
※CO_2 削減量：0.415t-CO_2/年（1 世帯当たり CO_2 排出量約 10%削減）（出典：環境省）
※1 世帯当たり CO_2 排出量：4,150kg-CO_2/年（出典：温室効果ガスインベントリオフィス）

（5）家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備設置に対する補助

補助制度開始年月：平成 25 年 4 月

※平成 29 年度及び平成 30 年度において、補助額のうち 6 万円分をとよたエコポイントで交付

※令和元年度から電気自動車等充給電設備（V2H）を補助対象に追加

【令和 4 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の既存住宅に家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備（V2H）を設置する方 補助額：蓄電容量（V2H の場合は所有する車の蓄電容量）1 kWh あたり 1 万円（上限 9 万円）

【参考：令和 5 年度補助】蓄電容量 1 kWh あたり 1 万円（上限 9 万円）

家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び電気自動車等充給電設備設置に対する補助実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	
補助件数（件）	81	67	122	171	276	
補助合計額（千円）	8,027	6,264	9,404	12,304	40,717	
年度	H30	R1	R2	R3	R4	累計
補助件数（件）	353	406	272	311	404	2,463
補助合計額（千円）	51,869	33,540	19,740	24,623	31,982	238,470

（6）住宅用エコ窓設置に対する補助（令和 3 年度で補助終了）

補助制度開始年月：令和元年 4 月

【令和 3 年度補助概要】

対象者：自ら居住する市内の既存住宅に住宅用エコ窓を設置する方 補助額：設置に要する費用の 5%（上限 6 万円）

住宅用エコ窓設置に対する補助実績

年度	R1	R2	R3	累計
補助件数（件）	16	14	20	50
補助額合計（千円）	260	340	641	1,241

２　次世代自動車普及促進事業　〔環境政策課〕

（1）（市民向け）次世代自動車購入に対する補助（豊田市エコファミリー支援補助金）

補助制度開始年月：平成 10 年 4 月

※平成 22 年度からは、エコファミリー支援補助制度として補助

※平成 24 年度から、ハイブリッド車（HV）が対象外、平成 23 年度から、プラグインハイブリッド車（PHV）が対象追加

※平成 25 年度から、超小型電気自動車（超小型 EV）が対象追加

※平成 26 年度から、燃料電池自動車（FCV）が対象追加、購入する自動車に外部給電設備を設置した場合、補助額に 5 万円を上乗せ

※令和元年 10 月から、高齢者移動支援として、申請年度末時点で満 70 歳以上であれば、超小型電気自動車（超小型 EV）の補助額に 4 万円を上乗せ（最大 7.5 万円）

※令和 3 年度から、購入する自動車に外部給電設備を設置した場合の 5 万円を上乗せ補助を廃止

充電設備を設置した場合の補助額を 2 万円に変更

超小型電気自動車（超小型 EV）の高齢者移動支援対象年齢を満 65 歳以上に変更

【令和 4 年度外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助（市民向け）の概要】

・対象車：プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、超小型電気自動車（超小型 EV）※
※外部給電機能の有無は問わない。

・対　象：新車登録した次世代自動車を自ら使用する目的で購入又はリースし、新車登録をする 1 年以上前から市内に在住している個人

・補助額：
- ●PHV・EV　車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 15 万円）＋充電設備上乗せ補助（上限 2 万円）
- ●FCV　車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 32 万円）
- ●超小型 EV　車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 3.5 万円）＋満 65 歳以上上乗せ補助（定額 4 万円）

【参考：令和 5 年度補助】対象車は外部給電機能付次世代自動車、リース車も対象
PHV・EV 車両本体基準額に係る価格の 5%（上限 20 万円）＋充電設備上乗せ補助（上限 2 万円）
FCV 車両本体基準額に係る価格の 5%（上限 32 万円）、
超小型 EV 車両本体基準額に係る価格の 5%（上限 3.5 万円）＋満 65 歳以上上乗せ補助（定額 4 万円）

次世代自動車購入に対する補助（市民向け）実績

年度	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
補助件数（台）	187	89	61	170	137	321	595
補助合計額（千円）	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	37,245	68,628

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
補助件数（台）	537	469	458	489	2, 499	2, 977	3, 349
補助合計額（千円）	62, 645	54, 032	54, 348	58, 065	271, 966	295, 352	327, 493
年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
補助件数（台）	171	122	82	88	79	345	207
補助合計額（千円）	32, 177	21, 939	14, 541	17, 614	17, 617	67, 342	40, 729
年度	R1	R2	R3	R4	累計		
補助件数（台）	135	158	193	301	14, 219		
補助合計額（千円）	27, 459	27, 895	32, 442	43, 363	1, 645, 703		

（2）外部給電設備の導入支援制度（豊田市エコファミリー支援制度、令和 4 年度で補助終了）

支援制度開始年月：平成 28 年 4 月
※SAKURA プロジェクトの取組の一環として開始
※令和 3 年度から新車向け外部給電装置費補助金を廃止

【令和 4 年度外部給電設備導入支援制度の概要】

後付け外部給電装置設置費補助金 対象者：外部給電装置取扱事業者として認定された事業者 補助金額：設置に要する費用の 9/10（上限 5 万円）
住宅向け外部給電装置設置費補助金 対象者：自ら居住する市内の住宅で自ら購入した非常時給電装置を設置した個人 補助金額：設置に要する費用の 1/5（上限 5 万円）

外部給電設備の導入支援実績

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
補助件数（件）	11	9	2	6	0	291	63	382
発行ポイント（pt）	110, 000	90, 000	20, 000	60, 000	0	－	－	280, 000
補助合計額（千円）	－	－	－	－	－	13, 856	3, 150	17, 006

（3）（事業者向け）次世代自動車購入に対する補助（豊田市事業者向け次世代自動車普及促進事業補助金）

補助制度開始年月：平成 25 年 4 月
※平成 27 年度から、燃料電池車（FCV）が対象追加

【令和 4 年度外部給電機能付次世代自動車購入に対する補助（事業者向け）の概要】

・対象車：プラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）
・対　象：市内に本社、支社、支所、支店、営業所等を置き、事業の活動実態がある法人
購入又はリースが対象
・補助額：●PHV・EV　車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 15 万円）＋充電設備上乗せ補助（上限 2 万円）
●FCV　車両本体の購入に係る価格の 5%（上限 15 万円）

【参考：令和 5 年度補助】リース契約も補助対象
PHV・EV 車両本体基準額に係る価格の 5%（上限 20 万円）
＋充電設備上乗せ補助（上限 2 万円）
FCV 車両本体基準額に係る価格の 5%（上限 15 万円）

次世代自動車購入に対する補助（事業者向け）実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	
補助件数（台）	10	10	21	51	55	
補助合計額（千円）	1,884	1,644	3,542	7,972	10,044	
年度	H30	R1	R2	R3	R4	累計
補助件数（台）	33	21	47	41	40	329
補助合計額（千円）	6,194	3,921	7,413	6,158	5,855	54,627

３　豊田市版環境減税　〔市民税課・資産税課〕

再生可能エネルギーの導入促進と家庭・地域内でのエネルギーの地産地消、移動の低炭素化の推進を図るため、平成 26 年 4 月 1 日に「豊田市版環境減税」を創設しました。

「豊田市版環境減税」には、「スマートハウス減税」「再生可能エネルギー発電設備減税」「電気軽自動車減税」の 3 つがあり、平成 26 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得された該当資産について、最初の 3 年間の固定資産税等を申請により減免し、温室効果ガス排出の削減など低炭素社会の実現に寄与しています。

（1）スマートハウス減税　〔資産税課〕

新築・改修のスマートハウス（住宅用太陽光発電システム、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用リチウムイオン蓄電池又は V2H の 3 システムを全て備えた住宅で ZEH 基準を満たす等）の固定資産税・都市計画税を一部減免します。

スマートハウス減税件数　（件）

	新築	改修	合計
平成 27 年度課税	12	3	15
平成 28 年度課税	24	53	77
平成 29 年度課税	43	30	73
平成 30 年度課税	26	57	83
令和元年度課税	13	134	147
令和 2 年度課税	57	237	294
令和 3 年度課税	81	197	278
令和 4 年度課税	96	182	278
令和 5 年度課税	93	180	273
合　計	445	1,073	1,518

（2）再生可能エネルギー発電設備減税　〔資産税課〕

経済産業大臣の認定を受けた 10kW 以上 2,000kW 未満の事業用太陽光発電システム等の固定資産税（償却資産）を一部減免します。

再生可能エネルギー発電設備減税件数　（件）

	所有者数	設備数
平成 27 年度課税	61	72
平成 28 年度課税	124	174
平成 29 年度課税	91	116
平成 30 年度課税	42	46
令和元年度課税	44	56
令和 2 年度課税	36	41
令和 3 年度課税	24	34
令和 4 年度課税	19	36
令和 5 年度課税	18	23
合　計	459	598

(3) 電気軽自動車減税　〔市民税課〕

新車の電気軽自動車と電気ミニカーの軽自動車税を全部減免します。

電気軽自動車減税件数　（件）

	所有者数	ミニカー	軽四乗用	軽四貨物
平成 27 年度課税	5	3	2	1
平成 28 年度課税	5	2	2	1
平成 29 年度課税	5	2	2	1
平成 30 年度課税	2	1	0	1
令和元年度課税	1	0	0	1
令和 2 年度課税	2	0	0	2
令和 3 年度課税	4	2	7	1
令和 4 年度課税	13	2	277	1
令和 5 年度課税	109	7	388	11
合　計	146	19	678	20

自然共生社会に関する施設や河川・水辺の整備

1　自然観察の森　〔環境政策課〕

「豊田市自然観察の森」（面積約 150ha）は、身近な自然を都市近郊で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然系環境学習の拠点として、平成 2 年 4 月 1 日、全国 10 か所の自然観察の森のうち、8 番目に開設しました。

自然観察の森は、中心市街地の東方約 4km の標高 70～140mに位置し、鞍ケ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、自然観察路や観察舎、休憩所、学習広場、展望台、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。

【自然観察の森　施設概要】

利用時間	【 4 月～9 月】午前 9 時～午後 5 時 30 分 【10 月～3 月】午前 9 時～午後 4 時 30 分
休 館 日	毎週月曜日（休日の場合は開館）、年末年始
住　　所	〒471-0014 豊田市東山町 4-1206-1
電 話 等	TEL:88-1310　FAX:88-1311

2　水辺環境整備事業

（1）親水型河川・施設の整備　〔河川課〕

平成 11 年 3 月に開通した豊田大橋（矢作川）は、両岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りることができ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川に親しむことのできる（親水型）構造となっています。

親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

矢　作　川	・・・豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋
水辺散策路	・・・お釣土場水辺公園、古鼡水辺公園など
緑 陰 歩 道	・・・豊田市駅周辺(挙母小学校～豊田市役所間)
日　明　川	・・・石積護岸により水路を整備、豊田市総合野外センターとの一体的利用
加　茂　川	・・・川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策が可能。

（2）多自然川づくり　〔河川課〕

自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な生息環境に配慮しながら、河川が本来有している環境の保全に努めています。

多自然河川（加納川）

【多自然川づくりの実施概要】

五六川（準用河川）ー児ノ口公園ー ●久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工 ○公園と中を流れる五六川との一体整備に当たり、都心におけるビオトープとなる空間を整備 ○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現
矢作川（一級河川） ●平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工 ○巨石による水制工（9 基）により河岸を保護し、流れに変化を持たせ多様な生物生息空間を創出 ○玉石による低水護岸…河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用 ●高橋下流～久澄橋下流、平成 30 年度～令和 2 年度、市施工 ○巨石による水制工 1 基、河床安定工 6 基、河床造成により、瀬と淵を再生し、多様な生物生息空間を整備 ○巨石による石組にて、リブ・グローイン河岸を整備し、親水空間を確保
加納川（普通河川） ●加納町地内、平成 3 年度、市施工 ○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事、法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用 ○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成
太田川（準用河川） ●大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工 ○落差工は多段式魚道、水際は水生昆虫のため植栽護岸 ○多様な生物の生息空間のため静水域を確保

広沢川（準用河川）
●猿投町地内、延長 1270m、平成 15 年度～平成 29 年度、市施工
○自然石や環境ブロックの使用による多様な生態系空間や景観の保全・回復
○緩傾斜床止工による上下流の連続性確保
○緩傾斜護岸による親水機能確保

（3）矢作川学校　　〔矢作川研究所〕

豊田市矢作川研究所内に事務局を置く矢作川学校は、環境教育の一環として、川遊びを通して川の自然や文化を守り継承する子どもを育成するために、小中学校の総合的学習、交流館等が主催する自然環境学習や生き物観察会への講師派遣を行っています。

水生生物観察会

【令和 4 年度開催実績】
開催数：18 回　述べ参加者数：755 人　述べ講師数：27 人

自然共生社会に関する法令・規則・制度

１　森林区域の保全　〔森林課、開発調整課〕

森林法に基づいて、保安林※1 や地域森林計画※2 対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進したりして、乱開発の規制を行っています。

※1 保安林：森林の公益的機能を発揮するために、立木の伐採や土地の形質の変更等の規制を課した森林のこと。

※2 地域森林計画：全国森林計画に則して、都道府県知事が立てる民有林を対象とした計画。森林の整備及び保全を内容とした 10 年間の計画

（1）自然公園の保護（自然公園法）　〔開発調整課〕

自然公園に基づく自然公園区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

【市内の愛知高原国定公園（昭和 45 年 12 月 28 日指定）】

- 特別地域…風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定
  工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制
  市域では 13,507ha
  - 第 1 種特別地域（43ha）　……猿投山頂（猿投山）
  - 第 2 種特別地域（2,389ha）…猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（上高町ほか）、高橋地区（矢並町）、保見地区（広幡町）、松平地区（坂上町）、足助地区（足助町ほか）、下山地区（羽布町）、旭地区（牛地町ほか）
  - 第 3 種特別地域（11,075ha）・猿投地区（猿投町ほか）、石野地区（石野町ほか）、高橋地区（矢並町ほか）、松平地区（岩倉町ほか）、藤岡地区（折平町ほか）、足助地区（足助町ほか）、小原地区（日面町ほか）、下山地区（羽布町ほか）、旭地区（牛地町ほか）、稲武地区（黒田町ほか）
- 普通地域…公園区域のうち特別地域に指定されない区域
  一定規模以上の工作物の設置、土地の改変などの届出が必要
  市域では、東海自然歩道周辺など 444ha

２　緑地保全　〔都市計画課、公園緑地つかう課〕

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づき緑地保全を行っています。

緑地保全に関する主な制度（豊田市関係分）と体系

【法によるもの】

- 風致地区（都市計画法）
- 生産緑地地区（生産緑地法）
- 自然公園（自然公園法）
- 森林区域（森林法）

風致地区
・矢作台風致地区　（平和町、室町、水源町の景勝地）
・都市景観のうち自然的要素に富んだ樹林地や水辺地などを指定し、良好な自然的景観を保持する。

生産緑地地区
・生産緑地地区（市街化区域内の農地）
・市街化区域内にある農地の緑地機能に着目し、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る。

【条例によるもの】

- 大規模行為届出制度（愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例）
- 市街地緑地保全（豊田市市街地における緑の保全条例）

【行政指導によるもの】

- 豊田市の開発指導方針

※上記の法令等については、本市関係分のみ

（1）市街地における緑の保全　〔公園緑地つかう課〕

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

【市街地緑地保全制度の概要】

Ⅰ　指定緑地の指定

市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定

指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要

Ⅱ　保全緑地の認定

指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる。

認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続と買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり

Ⅲ　保全緑地認定の更新

保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる。

(2) 民有地の緑化促進　〔公園緑地つかう課〕

【民間施設への環境技術、施設緑化の導入促進制度の創設／屋上・壁面緑化支援事業】

都心中心部の緑化を合理的かつ効果的に向上させるため、一定規模以上の建築物の新築や増築をする際に、敷地面積の一定割合の緑化を義務化する「緑化地域」を導入しています。あわせて、緑化助成制度により緑化義務の負担を軽減し、緑化を推進しています。

3　水道水源保全（水道水源かん養林）　〔（上下水）総務課〕

本市は、「水道水源保全基金」を、豊田市水道事業審議会の答申により平成6年に創設し、水道料金のうち使用水量 1㎥（t）当たり 1 円を「水道水源保全基金」として積み立てています。この基金を活用して、矢作ダム上流域の水道の水源となる森林を保全する「水源の森事業」と水道原水取水口より上流の家庭が、高度処理型合併処理浄化槽へ切り替える場合に上乗せ補助を行う「水質保全対策事業」を実施しています。また、平成27年度から、産業部と連携して新たに「水道水源林間伐事業」「水道水源林モニタリング事業」「水道水源林確保事業」をスタートしています。全5事業を展開し、水道水源の積極的かつ恒久的な保全に取り組んでいます。

4　開発に関する審査・調査・指導

〔開発調整課、環境政策課、環境保全課、廃棄物対策課〕

本市では、事業者などが周辺環境に影響を与える土地利用などを行う場合に、関係法令に基づく指導や、次に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策、騒音苦情対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、個別法令及び個々の指導基準に適合した事業となるように指導を行っています。

【開発行為に関する事前協議（2種類）】

豊田市土地利用対策会議（窓口：都市計画課）

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化区域外における1haを超える土地の改変などを行う開発行為について事前協議を実施するほか、土地利用に関する施策上重要な案件についても協議を実施

開発事業事前協議会（窓口：開発調整課）

「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」に基づき、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、適切な開発事業の確保を図り、もって良好な住環境の保全及び安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とし、対象に応じて協議会を実施

【「豊田市開発事業に係る手続等に関する条例」第6条に定める対象行為】

1．都市計画法の許可が必要な開発行為で、道路、公園等の公共施設の整備を伴うもの又は位置指定道路の築造であって、事業区域の面積が500㎡以上のもの
（例：開発道路を入れる宅地分譲など）

2．第1種特定工作物の建設及び廃棄物処理施設の設置

3．市街化区域以外における土地の区画形質の変更で、面積が1haを超えるもの

4．都市計画法の許可が必要な開発行為のうち、事業区域の面積が500㎡以上のもの
※自己用住宅は、この条例の対象外です。（例：開発許可を要する店舗や工場）

5．建築物の高さが15mを超え、かつ、延べ面積が2,000㎡以上の建築物の建築

6．長屋又は共同住宅であって、戸数が25戸以上であるものの建築

7．病院、ホテル等不特定かつ多数の者を収容することを目的とする建築物の建築

8．土地の区画形質の変更で、事業区域の面積が1,000㎡以上のもの（例：土砂等の採取行為、農地や山林を資材置場や駐車場にする事業、山林を伐採し太陽光発電施設を設置する事業）

（4～8については、協議を省略できる場合があります。）

5　都市部と山村部との交流

（1）山村地域等定住応援補助金　〔定住促進課〕

（豊田市の）山村地域等に地域活動への参加を前提に定住するための住宅を取得した場合に、住宅取得に要する費用の一部を補助します。

山村地域等定住応援補助実績

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
補助件数（件）	55	64	87	77	57	65	68	65	473
補助合計額（千円）	46,510	58,450	68,970	61,140	46,640	54,755	58,010	55,510	394,475

（2）空き家・空き地情報バンク　〔地域支援課〕

豊田市の山村地域等（旭・足助・稲武・小原・下山地区の全域及び石野・猿投台・高橋・藤岡・松平地区の一部）に存在する空き家・空き地物件について、賃貸もしくは売却を希望する物件所有者と、田舎暮らしを目指す移住希望者が出会えるよう、市が物件の情報提供と入居者の募集をするしくみです。空き家・空き地を地域資源として有効活用し、地域活性化を図ることを目的としています。

平成22年度から令和4年度までで、292世帯667人(空き家 291世帯663人・空き地1世帯4人)の方が移住しています。

なお、空き地情報バンクは、豊田市の山村地域（旭・足助・稲武・小原・下山地区）に所在する物件の売却のみを対象としています。

空き家・空き地情報バンクの流れ※

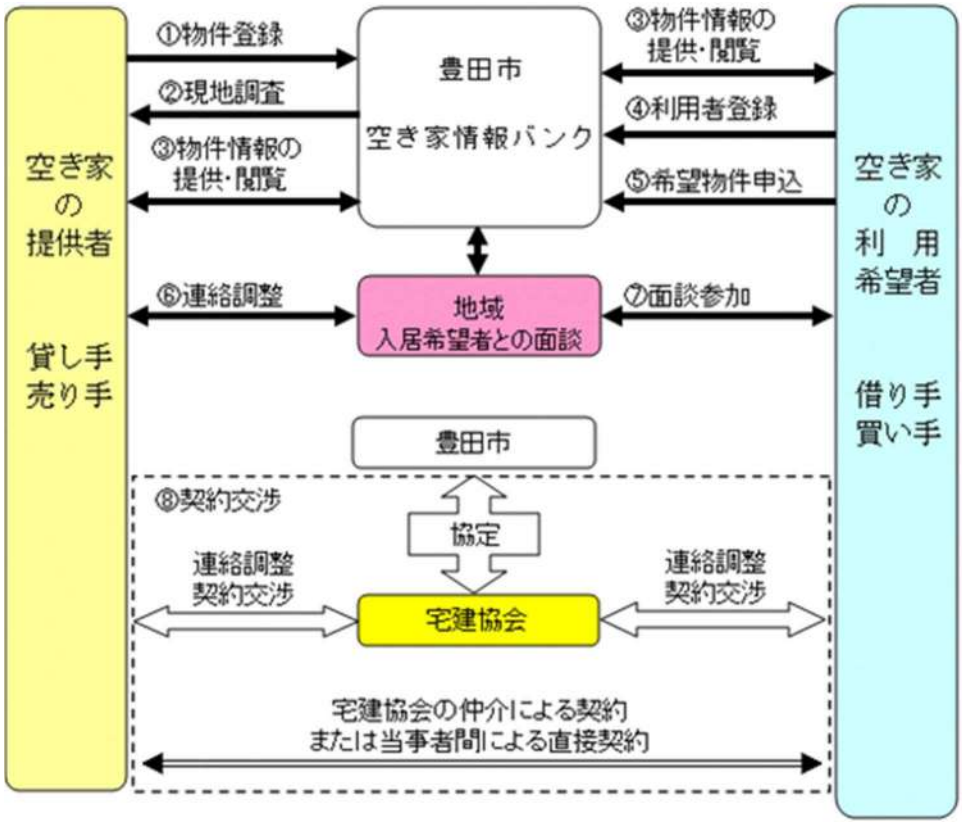

※空き地情報バンクは、上図の「空き家」を「空き地」に読み替える。ただし、空き地情報バンクは、売買契約のみが対象となる。

6　環境保全型農業の推進

(1) 多面的機能支払交付金事業　〔農地整備課〕

農地・農業用施設など多面的機能を持つ地域資源が、高齢化・混住化などにより適切な保全管理が困難となってきている現状や環境意識の高まる中、地域住民の参画の下、農地・農業用施設の草刈や景観植物の植栽・生きもの調査など農村環境の保全に向けた取組を、活動組織の創意工夫により積極的に行っています。

景観植物の植栽

水路の生きもの調査

(2) 中山間地域等直接支払交付金事業　〔農業振興課〕

平成 12 年度から農産物の生産、環境保全、災害防止等の多面的機能を有する中山間地域の農地を維持する取組として、集落等を単位に、農地を維持・管理していくための協定を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う農業者などに対して支援を行いました。

(3) 環境保全型農業直接支援対策事業　〔農業振興課〕

平成 23 年度から地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組として、農業者等が行う、化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組や有機農業に対して支援を行いました。

自然共生社会に関する自然の現状

1　森林資源の現況　〔森林課〕

工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林都市としての側面も併せ持っています。以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていた民有林が、現在では「雑木林」として放置されている状況もあります。

一方、スギ・ヒノキの人工林の多くは、戦後の拡大造林期に植えられたものです。現在、これらの人工林は木材資源として活用することが可能な林齢となっているため、一部では皆伐が実施されるようになってきています。また、手入れ不足の人工林では、森林が災害を引き起こすことが懸念されており、人工林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を回復することが求められています。

森林資源の現況―保有形態別面積（令和４年度末現在）

保有形態	総面積		立木地［ha］			その他（竹林）（無立木地）［ha］	人工林率［%］（B／A）
	面積［ha］（A）	比率［%］	計	人工林（B）	天然林		
総数	62,174						
国有林	1,243	2.00					
地域森林計画対象民有林	60,931	98.00	58,807	35,015	23,792	3,047	57.46
公有林	8,695	13.98					
県有林	2,430	3.91					
分収造林	1,508	2.43					
市有林	2,096	3.37					
財産区有林	2,661	4.28					
一部事務組合有林	－	－					
私有林	52,206	83.97					
地域森林計画の対象外の区域	30	0.05					
森林面積	62,174						

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

地域森林計画対象民有林内の人工林の齢級別面積（令和４年度末現在）（単位：ha）

齢級別 / 区分	総数（林齢）	1～4 齢級（～20 年生）	5～6 齢級（21～30）	7～8 齢級（31～40）	9～10 齢級（41～50）	11～12 齢級（51～60）	13～14 齢級（61～70）	15 齢級以上（71 年生～）
人工林	35,015	191	755	2,313	4,010	8,199	9,263	10,281
主要樹種別の面積率 … スギ 32.1%、ヒノキ 54.8%、マツ類 12.5%								

※端数処理の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない。

２　湿地　〔環境政策課〕

市内には、貴重な湿地性植物群（東海丘陵要素植物）が自生する小規模な湧水湿地が多数点在しています。これらの湧水湿地の代表的なものとして、矢並湿地（矢並町）、上高湿地（上高町）、恩真寺湿地（山中町）の３つの湿地が、平成 24 年７月に「東海丘陵湧水湿地群」としてラムサール条約に登録されました。これらの３つの湿地には、環境省のレッドリストに掲載されているミカワシオガマ、シラタマホシクサ、シデコブシなどの希少な植物や、ヒメタイコウチ、ホトケドジョウなどの希少動物が生息しています。

ミカワシオガマ

シラタマホシクサ

シデコブシ

ハッチョウトンボ

３　生物の生息状況　〔環境政策課〕

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため平成 13 年度から３年間かけて豊田市自然環境基礎調査を実施しました。

平成 17 年４月に合併した地区（藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武地区）については、平成 19 年度から調査を実施し「豊田市生物調査報告書」（平成 28 年）としてまとめました。

（1） 哺乳類、ハ虫類、両生類

哺乳類は、ニホンジカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどのほか、外来種のアライグマ、ヌートリアも確認されています。

ハ虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシなどが生息しています。カメの仲間は、ニホンイシガメ、ニホンスッポンのほか、外来種のミシシッピアカミミガメなども確認されています。

両生類は、モリアオガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、アカハライモリなどのほか、外来種のウシガエルが確認されています。

（2） 鳥類

カイツブリ、キジバト、ホトトギス、コゲラ、ツバメ、ヤマガラ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、メジロなどのほか、外来種のソウシチョウなども確認されています。

（3）魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて 219 か所あります。

ミナミメダカ、ドジョウ、ホトケドジョウなどのほか、外来種のタイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなども確認されています。一部のため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため魚類相が変わってきています。

（4） 昆虫類

チョウ目ではアゲハ、モンシロチョウ、キタキチョウ、コミスジ、ルリタテハ、コジャノメ、ヒメウラナミジャノメのほか、外来種のアカボシゴマダラが確認されています。トンボ目ではシオヤトンボ、オオシオカラトンボ、ヒメアカネ、モノサシトンボ、モートンイトトンボなどが生息しています。

4 希少な動植物の生息状況と保護 〔環境政策課〕

絶滅のおそれのある野生動植物の生息･生育状況を把握し、保護につなげるため、平成 3 年度から 3 年間、平成 13 年度から 3 年間調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」（平成 6 年）と「豊田市自然環境基礎調査報告書」（平成 17 年）にまとめました。さらに、平成 19 年度から、旧町村地区を含めた全市域で自然環境基礎調査を実施し、「豊田市生物調査報告書」（平成 28 年）にまとめました。

これらの調査の結果、「環境省レッドリスト 2015（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）」記載種は、絶滅危惧ⅠA 類 6 種、絶滅危惧ⅠB 類 25 種、絶滅危惧Ⅱ類 86 種、準絶滅危惧 118 種、地域個体群 1 種が確認され、「レッドリストあいち

2015」記載種は、絶滅 4 種、絶滅危惧ⅠA 類 48 種、絶滅危惧ⅠB 類 71 種、絶滅危惧Ⅱ類 105 種、準絶滅危惧 149 種が確認されました。

現在これらの種類の動植物を対象にモニタリング調査を実施しています。

（1）ウシモツゴ

本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、ウシモツゴが生息するため池の管理と巡視を豊田市自然愛護協会に委託して、生息環境の保護を図っています。

ウシモツゴ

（2）カワバタモロコ

本市では、カワバタモロコを市の天然記念物に指定（種の指定）しており、カワバタモロコが生息するため池の管理と巡視を豊田市自然愛護協会に委託して、生息環境の保護を図っています。

（3）シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、本市では、勘八町、野見山町、琴平町、御船町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。

シデコブシ

琴平町や御船町では、市民団体がシデコブシを被圧する竹類や常緑樹を伐採するなど保全活動を行っています。

５　外来生物対策　〔環境政策課〕

本市では、文献調査や聞き取り調査の結果、18 種の特定外来生物が確認されています。

本市で確認された特定外来生物とその他の外来生物について分布情報を収集し、本市における外来生物の実態を明らかにしていきます。

また、市内一斉環境美化活動におけるオオキンケイギク駆除の取組などにより、外来生物を防除するとともに、地域固有の生態系を保全するという市民意識の向上を図っています。

市内で確認されている特定外来生物

令和 5 年 3 月 31 日現在

分類群	種　　名
哺乳類	ヌートリア、アライグマ
ハ虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
鳥　類	ソウシチョウ、ガビチョウ
魚　類	オオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、カダヤシ
昆虫類	アカボシゴマダラ
クモ類	セアカゴケグモ
貝　類	カワヒバリガイ
植　物	オオフサモ、アレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ボタンウキクサ

循環型社会に関する施設

1　環境学習施設 eco-T（エコット）　〔環境政策課〕

「環境学習施設 eco-T（エコット）」は身近な環境問題や日常生活における環境にやさしい行動について学ぶことのできる生活系環境学習の拠点として、平成 19 年 6 月 1 日に渡刈クリーンセンター内に開設されました。施設には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネルギー・代替エネルギー設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材なども活用しています。

エコットは「私たちがつくる私たちの学習施設」をテーマとしており、市民ボランティアであるインタープリターが運営を企画し、環境学習プログラムを実施しています。

また、エコットは、愛知県地球温暖化防止活動推進センターの豊田支所及び東海 4 県のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に関する情報提供・啓発に関する拠点施設としても位置付けられています。

エコットの外観

【環境学習施設 eco-T（エコット）　施設概要】

開館時間	午前 9 時～午後 5 時
休 館 日	毎週月曜日（休日の場合は翌日）、12 月 28 日～1 月 4 日、5 月 3 日～5 日
住　　所	〒470-1202 豊田市渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター内
電 話 等	TEL:26-8058　FAX:26-8068

２　リサイクルステーション　〔循環型社会推進課〕

大型店舗の駐車場等に常設ステーションを 22 か所設置し、古紙、古布、飲料缶、ペットボトル、ガラスびん等を回収しています。平成 25 年 7 月からは渡刈町リサイクルステーションで、令和 4 年 11 月からは藤岡プラント（事業系古紙専用ステーション）で事業系古紙類も回収しています。

〇リサイクルステーション設置場所

1　若林東町(スーパーやまのぶ若林店 駐車場)
2　広路町(イオンスタイル豊田 西駐車場)
3　宝来町(東山体育センター 駐車場)
4　畝部西町(メグリアうねべ店 駐車場)
5　西中山町(メグリア藤岡店 敷地内)
6　渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)
7　大沼町(下山トレーニングセンター 南側)
8　東保見町(愛環保見駅東 高架下)
9　藤岡飯野町(ふじのさと 南側)
10 上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)
11 前田町(フィール・フードメッセトヨタ店 東駐車場)
12 高町(豊田市運動公園陸上競技場 北東)
13 土橋町(MEGA ドン・キホーテ UNY 豊田元町店 西側駐車場)
14 小原町(小原支所 駐車場)
15 高丘新町(高岡公園 駐車場)
16 稲武町(稲武交流館 駐車場)
17 下切町(旭総合体育館 駐車場)
18 大林町(末野原中学校 北側)
19 御幸本町(メグリア本店 東側)
20 岩倉町(岩倉小学校 南側)
21 貝津町（浄水北小学校 北西）
22 四郷町（愛環四郷駅 南側）

リサイクルステーション

令和 5 年 4 月 1 日現在

３　ごみ処理施設（一般廃棄物の処理施設）　〔清掃施設課〕

【豊田市施設】

渡刈クリーンセンター〔焼却施設〕
所 在 地：豊田市渡刈町大明神 39-3
処理方式：全連続燃焼方式
（流動床式熱分解ガス化溶融方式）
能　　力：405ｔ/日（135t/日×3 炉）

緑のリサイクルセンター〔堆肥化施設〕
所 在 地：豊田市枝下町下笹沢 197
処理方式：破砕＋発酵＋袋詰め
処理能力：破砕　　22.5ｔ/日
発酵・熟成　27.0ｔ/日

藤岡プラント〔焼却施設〕
所 在 地：豊田市下川口町奥山 516-4
処理方式：全連続燃焼方式
（ストーカ方式）
能　　力：90ｔ/日

砂川衛生プラント
〔し尿・汚泥処理施設〕
所 在 地：みよし市三好丘旭 4-19-15
処理方法：標準脱窒素処理方式
＋高度処理方式
処理能力：200kℓ/日

グリーン･クリーンふじの丘
〔埋立処分施設〕
所 在 地：豊田市藤岡飯野町大川ケ原 1161-89
敷地面積：52ha　埋立容量：148,000m^3

逢妻衛生プラント〔し尿・汚泥処理施設〕
所 在 地：豊田市前林町前越 1
処理方法：活性汚泥法処理方式
標準脱窒素処理方式
＋高度処理方式
処理能力：350kℓ/日

プラスチック製容器包装資源化施設〔資源化施設〕
所 在 地：豊田市渡刈町大明神 39-3
処理方式：破袋＋手選別＋圧縮減容梱包
処理能力：10ｔ/ 5ｈ

循環型社会に関する廃棄物の回収状況・資源の活用方法

1　分別収集の実施　〔清掃業務課〕

家庭から排出されるごみと資源は、平成 9 年度に 6 分別 8 種類、平成 23 年度からは 7 分別 10 種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。

ステーションの数（令和 5 年 3 月末現在）

資源ステーション		1,706 か所
分別ごみステーション	燃やすごみ用	5,704 か所
	金属ごみ･埋めるごみ用	5,595 か所

資源・ごみの分別

<table>
<tr><th colspan="2">分　別</th><th>収　集</th><th colspan="2">出し方など</th></tr>
<tr><td rowspan="4">資源</td><td>プラスチック製容器包装</td><td>週 1 回</td><td>指定ごみ袋（黒文字）</td><td>分別ごみステーション</td></tr>
<tr><td>ガラスびん</td><td rowspan="5">月 1 回（資源の日）</td><td colspan="2" rowspan="5">資源ステーション</td></tr>
<tr><td>飲　料　缶</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険ごみ</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃やすごみ</td><td>週 2 回</td><td>指定ごみ袋（緑文字）</td><td rowspan="3">分別ごみステーション</td></tr>
<tr><td colspan="2">金属ごみ</td><td>月 1 回</td><td>指定ごみ袋（青文字）</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋めるごみ</td><td>月 1 回</td><td>指定ごみ袋（赤文字）</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>申込制</td><td colspan="2">戸別有料収集</td></tr>
</table>

２　再生利用（リサイクル）の状況

（1）リサイクルステーション　〔循環型社会推進課〕

リサイクルステーション回収実績（令和４年度）

古紙※	古布	飲料缶	ペットボトル
6,286t	431t	378t	740t
ガラスびん	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	廃食用油	合計
1,387t	452t	23t	9,697t

※事業系古紙(61t)は含まない。

（2）ごみ減量に向けた資源化の推進　〔循環型社会推進課〕

① 資源の日及びプラスチック製容器包装の分別収集

「資源の日」、「プラスチック製容器包装」の収集日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装を分別収集しています。

資源の日・プラスチック製容器包装 分別収集実績（令和４年度）

ガラスびん	飲 料 缶	ペットボトル	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装
858t	128t	305t	1,466t

② 金属ごみ等リサイクル事業

民間処理施設において金属ごみ、不燃性粗大ごみ、危険ごみ等から金属を回収し、リサイクルを推進しています。また、金属ごみからは小型家電等を抜き取り、レアメタルを回収できる業者に売却しています。さらに、小型家電については、平成 26 年 11 月から、環境省が認定した事業者が宅配便を活用した回収を始め、市は回収量の報告を受けています。

（3）溶融スラグの資源化の促進　〔清掃施設課〕

溶融スラグとは、一般廃棄物を 1,200 度以上の高温で溶かし、冷却水槽で急冷・固化することでできる物質です。廃棄物の溶融固化については、廃棄物の減容化に有効であるとともに、溶融スラグを路盤材やコンクリート用骨材などの建設資材として資源化し、利用することで、最終処分場の延命化にも有効的です。渡刈クリーンセンターで製造される溶融スラグは、市内の公共工事等で有効利用しています。

溶融スラグストックヤード

溶融スラグ有効利用量（令和４年度）

一般廃棄物処理量	溶融スラグ製造量	溶融スラグ有効利用量
96,086t	3,599t	3,341t

溶融スラグ

３　産業廃棄物の適正な処理　〔廃棄物対策課〕

（1）産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

本市の許可を有する産業廃棄物処理業者数は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業者数（各年度末現在）

種　類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合　計		
年　度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
収集運搬業	59	57	54	6	6	6	65	63	60
処分業	67	66	62	5	4	4	72	70	66
合　計	126	123	116	11	10	10	137	133	126

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

産業廃棄物中間処理施設設置状況（法律で定めるものに限る。：各年度末現在）

施設の種類	処分業施設数			自社処理施設数			合　計		
年　　度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
汚泥の脱水	3	3	3	25	24	24	28	27	27
汚泥の焼却	1	1	1	1	1	1	2	2	2
汚泥の乾燥	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の油水分離	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃油の焼却	1	1	1	1	1	1	2	2	2
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチック類の破砕	6	6	6	1	1	1	7	7	7
廃プラスチックの焼却	2	2	2	1	1	1	3	3	3
木くず又はがれき類の破砕	41	40	40	5	5	4	46	45	44
コンクリート固型化	0	0	0	0	0	0	0	0	0

産業廃棄物の焼却（汚泥、廃油、廃プラを除く）	1	1	1	1	1	1	2	2	2
PCB 廃棄物の分解	1	1	1	0	0	0	1	1	1
PCB 廃棄物の洗浄又は分離	2	2	2	0	0	0	2	2	2
計	58	57	57	36	35	34	94	92	91

産業廃棄物最終処分場設置状況（各年度末現在）※1

施設の種類	処分業の施設数			自社処理等の施設数			合　計		
年　度	R2	R3	R4	R2	R3	R4	R2	R3	R4
遮断型※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型※3	4	4	3	0	0	0	4	4	3
管理型※4	1	1	1	0	0	0	1	1	1
計	5	5	4	0	0	0	5	5	4

※１　既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

※２　遮断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水と遮断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さいなどを埋立処分できる処分場

※３　安定型最終処分場：性状が安定し、腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

※４　管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染するおそれのある産業廃棄物でも埋め立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

(2)「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」による届出

「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の規定に基づき、各種届出等を受け付けました。

条例に基づく届出件数（令和４年度）

届出の種類	件数
市外産業廃棄物搬入	7,191
特定産業廃棄物保管	3
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	6
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	0
小規模処理施設設置	4
説明会開催	0
計画内容周知	5
廃棄物処理施設設置事業計画書・環境保全対策書	1

(3) PCB 特別措置法による届出

PCB 特別措置法に基づき、市内の事業場から、PCB を含む廃棄物の保管状況、PCB 使用製品の使用状況の届出を受け付けました。

市内の PCB 廃棄物等の保管、使用状況（各年度末現在）

年度	R1	R2	R3
ＰＣＢ廃棄物保管事業場数	59	59	50
ＰＣＢ使用製品使用事業場数	31	25	30

※ 令和４年度に受理した届出書により集計

(4) 苦情相談への対応

市民・企業等から寄せられた産業廃棄物に関する苦情の対応を行いました。苦情の主な内容は、廃棄物の野焼き、不法投棄等です。

産業廃棄物に関する苦情対応件数（各年度末現在）

年度	R2	R3	R4
件数	310	216	160

４　不法投棄物の回収・処理　〔清掃業務課〕

不法投棄パトロール員による市内パトロールや、市民（不法投棄パトロール隊、自治区など）や不法投棄対策連絡会からの不法投棄物の通報に対し、不法投棄物の回収及び処理を実施しています。

処理実績（令和５年３月末現在）

処　理	
件数	処理量
1,228 件	56.1 t

主な回収物							
テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	タイヤ	バッテリー	自転車	パソコン
90 台	12 台	40 台	22 台	496 本	84 台	16 台	16 台

安全安心社会に関する制度・協定

1　生活排水対策の推進

（１）下水道整備　〔下水道建設課〕

公共下水道が整備され供用を開始された区域では、くみ取便所を使用している方は３年以内に、浄化槽を使用している方は遅滞なく（１年以内）下水道に接続する義務があります。本市では、下水道未接続者の解消のため、文書による接続依頼等を実施し、接続の促進を図っています。

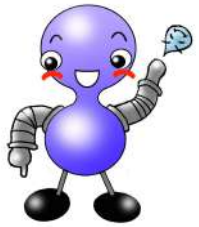

市下水道イメージキャラクター
「ミカホ」ちゃん

（参考）BOD※との関わり

BOD	生物	生活
2	アユ自然繁殖	
3	アユ成育	水泳（適）
5	小魚等の成育	水泳（可）
6		水遊び（適）
8	コイ成育	水遊び（可）
10		ボート（可）

※BOD：Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量で、数値が高いほど汚れていることになります。

（２）合併処理浄化槽設置整備事業・浄化槽維持管理促進事業　〔下水道施設課〕

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和 63 年度から合併処理浄化槽設置整備事業補助金制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

また、平成 18 年度から浄化槽の適正維持管理を推進するため、自治区等の参加を得て、浄化槽維持管理促進事業を実施しています。この制度は、自治区等自らが、各戸の浄化槽の設置及び維持管理状況の調査、浄化槽の維持管理に関する研修会の実施、単独処理浄化槽又はくみ取便所の設置者に対する合併処理浄化槽への転換啓

発、浄化槽の自主検査を行う「集団見守り型」の考えに基づき、浄化槽の適正維持管理を促進しようとするものです。

あらかじめ適正維持管理される浄化槽基数の目標を定め、その達成状況に応じ報償費を支払っています。

2　事業者との協定　〔環境保全課〕

本市は、昭和 48 年から「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制を進めてきました。平成 20 年度から、事業者と共働して持続可能な社会の構築を目指して、新たに環境に配慮した自主的取組の推進を盛り込んだ「環境の保全を推進する協定」の締結を進めています。

事業者との公害防止協定の概要と環境の保全を推進する協定の主な追加内容

【公害防止協定の主な内容】
・協　　定　　値：公害関係諸法令より厳しい規制値
・事 前 協 議 制：一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
・測定及び報告義務：大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
・その他の事項：事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】
・事業者は、温室効果ガス及び化学物質の排出抑制、資源循環の推進等の取組計画を自ら策定し、その推進と情報提供に努める。
・市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
・事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努め、周辺住民との定期的な情報交換の機会を設けるよう努める。
・市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

3　不良な生活環境の解消　〔環境保全課〕

本市は、ごみ等を溜め込んで処理できなくなっている、いわゆる「ごみ屋敷」等の不良な生活環境上の問題を解消し、市民が安心して暮らすことができる安全で快適な生活環境を確保することを目的として、「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」を平成 28 年 4 月 1 日に施行しました。

条例の施行から令和 4 年度末までに対応した 485 件のうち、自治区や関係機関との連携によって 418 件（86%）が解決しました。対応中の 67 件は、解決に向けた取組（福祉的な支援や声掛けなど）を関係機関と連携して行っています。

		件　数	対応中	解　決 ※1
対 応 件 数		485	67	418　(32)
内訳	物の堆積等	126	27	99　(28)
	動物の多数飼育	12	4	8　(3)
	樹木の繁茂	218	22	196　(2)
	雑草の繁茂	154	20	134　(4)
	その他（苦情等）	72	7	65　(2)

※1　（　）内の数字は、解決済の案件だが、必要な支援を継続し、再発防止に努めている件数

※2　複数事由の相談があるため、内訳の合計は相談件数と合わない場合があります。

安全安心社会に関する監視・調査の概要

1　環境の常時監視　〔環境保全課〕

（1）　大気汚染の監視・調査の実施

大気汚染防止法に基づき、市内５か所の大気測定局で、二酸化硫黄等の大気汚染状況の常時監視、ベンゼン等の有害大気汚染物質等のモニタリング調査、微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析調査を実施しています（測定局で異なる）。調査結果を、定められた環境基準値や指針値等と比較し、市域の大気汚染状況の把握に努めています。

市内の大気調査地点

（2）　水質汚濁の監視・調査の実施

①河川水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、43 河川 56 地点で水質調査を実施しています。カドミウム等の健康項目 26 項目や生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境項目等の調査を行い、定められた環境基準値等と比較し、河川の水質状況の把握に努めています。

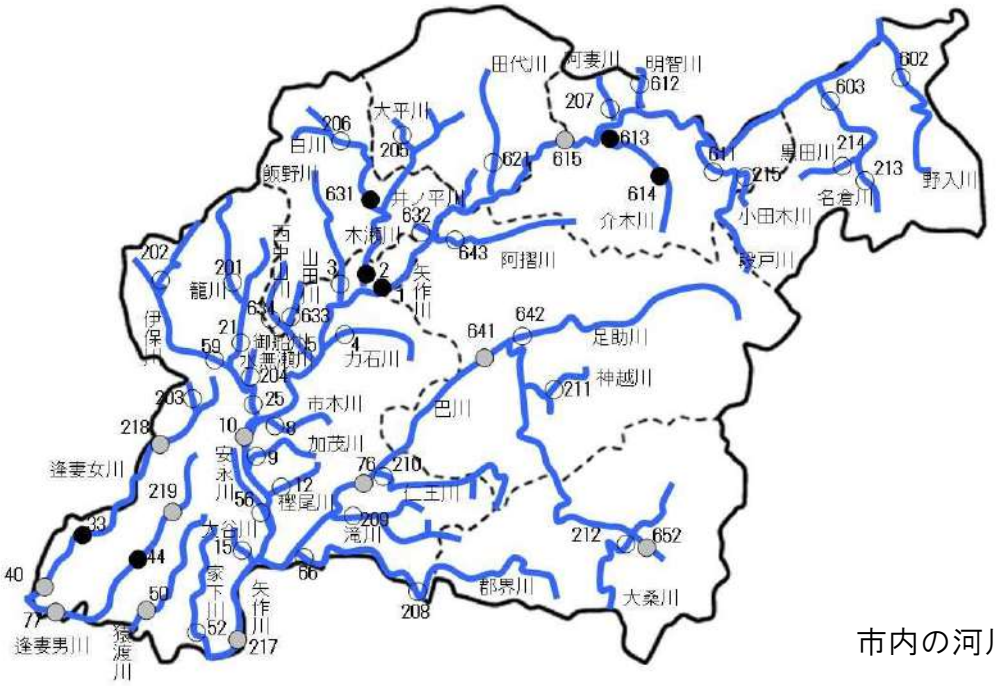

市内の河川調査地点

②地下水質調査

水質汚濁防止法に基づき、市内の全体的な地下水質の概況を把握するため、市内を 5km メッシュに区切り調査（概況調査）を 11 井戸で行っています。

また、過去の概況調査や事業者からの報告等で判明した地下水汚染地域を継続的に監視する調査（定期モニタリング調査）を行っています。

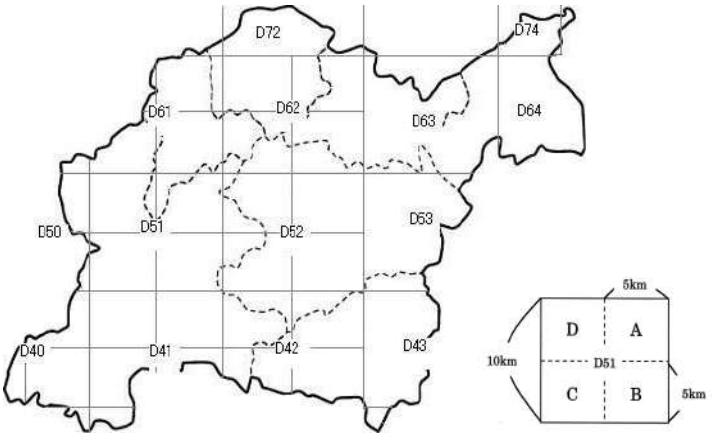

(3) 騒音・振動に関する調査の実施

①自動車騒音・道路交通振動調査

騒音規制法及び振動規制法に基づき、市内の交通量の多い幹線道路周辺の自動車騒音や道路交通振動の状況、要請限度※の適合状況を把握する調査を実施しています。

※自動車騒音や道路交通振動について、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長が都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく交通規制等の措置を講ずるよう要請できる一定の限度のことをいいます。

②環境騒音調査

騒音規制法に基づき、市内の道路に面する地域以外の地域について、一定の地域ごとに選定した代表地点 13 地点で調査を実施しています。

(4) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるため、ダイオキシン類対策特別措置法が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

このダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境中のダイオキシン類を把握するため、大気 2 地点、河川（水質・底質）3 地点、地下水質 3 地点及び土壌 3 地点で常時監視調査を実施しています。

２　化学物質に関する情報提供と適正管理の推進

（1）PRTR 制度　〔環境保全課〕

PRTR 制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを把握するための仕組みです。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象の 24 業種の事業者が、対象化学物質 462 物質の排出量や移動量を把握し届出しています。

この届出情報を基に、市域における化学物質の排出量等を把握し、物質別や業種別等集計し公表しています。事業所ごとの届出情報は、国に集約され、国のホームページ上で公表されています。

(2) 豊田 PCB 廃棄物処理事業の安全監視　〔廃棄物対策課〕

国は、平成 13 年 6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理特別措置法を制定し、昭和 47 年にPCB※の製造や新たな使用が禁止されて以来、約30年間保管の続いているPCB廃棄物を、平成 28 年までに処理をする計画をつくりました。これにより、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称 JESCO）が PCB 廃棄物処理施設を設置し、処理事業を行うことになりました。PCB 廃棄物処理施設は、全国に 5 施設が設置されており、そのうちの 1 施設「豊田 PCB 処理事業所」が豊田市にあります。東海 4 県（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）を処理対象とした処理施設で、平成 17 年 9 月に事業が開始されました。国は当初予定していた平成 28 年までの処理完了が困難であることから、平成 26 年 6 月に計画を変更し、処理期限を令和 7 年度まで延長するとともに、全国 5 つの処理施設の相互活用をすることで処理促進を図ることとしました。この計画変更により、豊田 PCB 処理事業所では新たに大阪事業エリアの PP コンデンサーを処理することになり、豊田事業エリアの車載トランスや特殊コンデンサー、安定器等を他の事業所で処理することとなりました。また令和 3 年 9 月には国より豊田市に対し、豊田 PCB 処理事業所について、計画的処理完了期限（令和 4 年度末）後の大型コンデンサー等の新規発見に備えて、事業終了準備期間（令和 7 年度末まで）のうち、令和 5 年度末まで処理を継続すること、処理対象物について、新たに北九州事業地域において計画的処理完了期限（平成 30 年度末）後に新規発見されたコンデンサー等の一部も加えること等の要請があり、令和 4 年 3 月に受諾する旨の回答を行いました。これにより国は令和 4 年度に再度計画変更を行いました。

※PCB：ポリ塩化ビフェニルの略称。絶縁性（電気を通しにくい）、不燃性（燃えにくい）などの特性を有することから、変圧器、コンデンサーといった電気機器を始め幅広い用途に使用されたが、昭和 43 年にカネミ油症事件において、その毒性が問題となり、昭和 47 年に PCB の製造は禁止された。

豊田事業所概要

事　業　主　体	中間貯蔵・環境安全事業㈱（国 100%出資の特殊会社）
施設立地場所	細谷町 3 丁目 1 番地 1
処　理　対　象	東海 4 県の PCB 廃棄物（高圧変圧器、高圧コンデンサー等）、大阪エリアの PCB 廃棄物（PP コンデンサー）

処理方式・能力	1.6t/日（PCB 分解量）
事 業 の 期 間	平成 17 年 9 月から令和 7 年度末
処 理 の 方 法	脱塩素化分解法

①豊田市 PCB 処理安全監視委員会

PCB 廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市 PCB 処理安全監視委員会」を平成 15 年 10 月に設置し、市民参加の監視を推進しています。その委員会の委員として、周辺自治区代表者、周辺企業代表、市民代表、学識経験者 15 名が参加しています。

②中間貯蔵・環境安全事業㈱との協定

市と JESCO との間で、平成 16 年 4 月に「豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を締結しました。この協定には、豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、安全を確保するための具体的な実務や手順が定められています。

豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定の概要

・処理工程からの排水及び油類について、逢妻男川に放流してはならず、かつ、地下に浸透させないこと。
・事業に伴う大気汚染や水質汚濁を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努めること。
・運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市に報告すること。
・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開すること。
・環境保全上支障が認められる場合、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できること。
・事故等により有害物質が外部に排出された場合、JESCO は処理施設の停止を含めた措置等を講ずるとともに、市へ報告すること。

③収集運搬事業者との協定

PCB 廃棄物の安全かつ適正な収集運搬を確保し、環境への汚染をさせない、良好な生活環境を保持することを目的として、収集運搬事業者と協定を締結しています。また、JESCO は、収集運搬事業者の認定については、本市と協定を締結することを条件としています。

収集運搬事業者との協定の概要

・市内での積替え保管、液抜き及び処理施設周辺の路上での待機の禁止。
・作業手順書、維持管理手順書、緊急時対応マニュアルを整備するなど安全管理体制を構築すること。
・豊田 PCB 廃棄物処理施設に搬入する場合は、指定されたルートを利用すること。

・事業所職員及び作業従事者に対して定期的に教育訓練を実施すること。
・安全監視委員会から、報告の求めなどの要請があった場合、これに積極的に協力すること。

④PCB 環境調査

豊田 PCB 廃棄物処理施設に関して、処理施設稼働に伴う環境への影響を把握するため、平成 14 年度から大気、水質、底質を、平成 16 年度からは土壌も追加して PCB 環境調査を実施しています。令和 4 年度の調査では、全ての調査地点で、平成 14 年から実施している環境省全国調査の検出濃度範囲内でした。

市民の環境行動力の向上と共働の分野に関する支援制度

1　とよた SDGs ポイントを活用した行動転換の促進　〔環境政策課〕

豊田市では市独自のポイントとして、平成 21 年度から「とよたエコポイント制度」を開始し、令和元年度に名称を「とよたエコポイント」から「とよた SDGs ポイント」へ変更しました。市の事業や加盟店で SDGs につながる行動をするとポイントが発行され、貯めたポイントは加盟店で使うことができる仕組みになっています。

令和 2 年 12 月からは、モバイルアプリケーションを活用したポイント発行・利用システムを導入し、SDGs につながる行動に取り組む地元店舗等がポイント取扱加盟店となって、市民と直接ポイントのやり取りができるようになりました。

【ポイント発行・利用実績】

区分	単位	R2※	R3	R4
発行(民間)	件	1,262	5,154	6,330
	ポイント	268,746	278,486	309,933
発行(市)	件	3,953	5,423	6,275
	ポイント	1,325,750	1,188,190	816,400
発行(計)	件	5,215	10,577	12,605
	ポイント	1,594,496	1,466,676	1,126,333
利用先(民間)	件	60	705	869
	ポイント	150,070	1,153,458	1,506,899
利用先(市)	件	569	652	68
	ポイント	108,510	573,190	26,800
利用先(計)	件	629	1,357	937
	ポイント	258,580	1,726,648	1,533,699

※令和 2 年度はシステム変更後の 12 月～3 月の実績

ロゴ

エコぼうや

【店舗数】※各年度末時点

	R2	R3	R4
店舗数	40	78	93

【会員数】※各年度末時点

		R2	R3	R4
総会員数		27,767	29,399	30,216
	アプリ	3,066	4,061	4,826
	カード	24,701	25,338	25,390

２　環境行動を支援するための分かりやすい情報発信と仕掛けづくり〔環境政策課〕

（1）とよた SDGs ポイントナビ（WEB 版・冊子版）による情報発信

市民向けにとよた SDGs ポイント情報を総合的に発信する媒体として、「とよた SDGs ポイントナビ」の WEB 版を運用すると共に冊子版を作成しています。

WEB 版ではキャンペーンの開催や新たな加盟店などの最新情報を発信しています。冊子版は公共施設や加盟店に設置し、会員登録方法、ポイントの貯め方や使い方などを掲載しています。

（2）ECOLife Mail とよたによるエコライフ情報発信

市民向けメールマガジン「ECOLife Mail とよた」は、平成 28 年度から運用を開始し、とよた SDGs ポイントに関する最新情報やエコライフ情報などを発信しています。

３　定住促進プロモーション事業　〔定住促進課〕

本市への定住を促進するため、定住促進プロモーション「ファースト暮らすとよた」を通じて、市内外の家族形成期世代へ豊田市の魅力や住みやすさについて Web サイトや PR 冊子等で情報を発信しています。

４　セカンドスクール事業　〔農政企画課〕

市内の小学生を対象に、農山村部において 1～2 泊の農山村体験、農家ホームステイを実施しています。校内での通常授業に対し、農山村での体験授業を「セカンドスクール」と位置付け、学校単位で学年全ての子どもたちが参加する「学校版」と、学校の長期休暇中に、希望する子どもたちが農山村体験を行う「フリー版」を開催しています。

令和 4 年度は、257 人が参加しました。

５　市の環境率先行動　公共工事における環境配慮　〔技術管理課〕

（1）取組事項

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、直接又は間接的に環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）及び工法を採用するとともに、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して実施しています。

（2）公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、再生資源利用促進実施書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに、適正に処理されたことを確認しています。令和４年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は 94,584t で、再利用率は 99.97%でした。

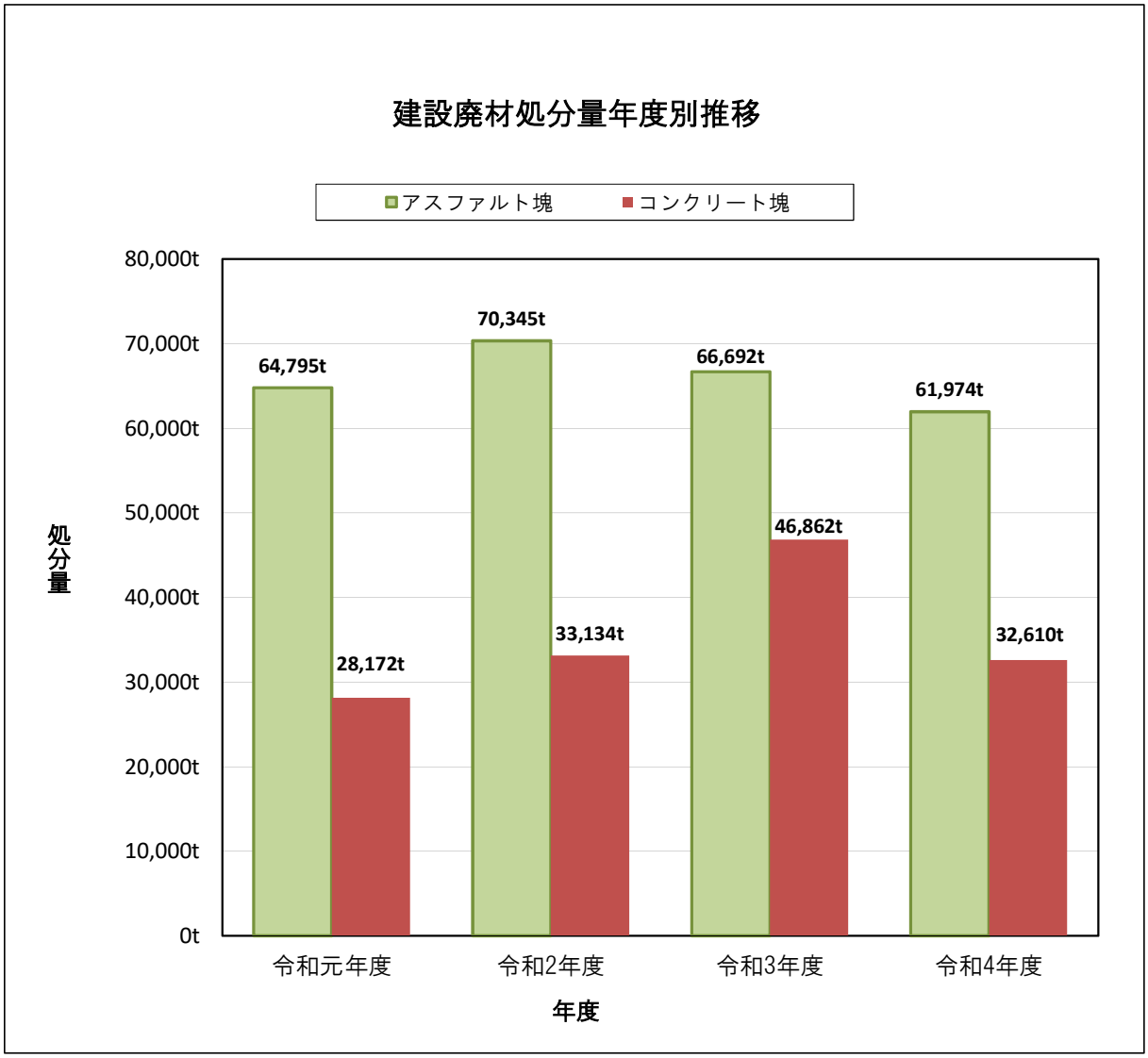

６　市の環境率先行動　グリーン購入の実践　〔環境政策課〕

国による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進を図るため、「豊田市グリーン調達方針」を作成しています。

令和４年度は、199 品目の特定調達品目についてグリーン調達率の目標値を設定し、半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました（特定調達品目ごとの実績は「総合資料編　8　グリーン調達率（令和４年度）」参照）。

総合資料編

豊田市環境基本計画に係る、総合的な資料となる情報を掲載しています。

1　環境行政年表（直近５年）　〔環境政策課〕

年	市		国・県	
平成30年度(2018年度)	6月	SDGs未来都市に選定	4月	第5次環境基本計画策定
	10月	「世界首長誓約／日本」へ参加 第1回環境審議会開催	7月 12月	第5次エネルギー基本計画策定 気候変動適応法施行
	1月	西三河5市環境フェスタ開催	3月	愛知県気候変動適応センター設置
	3月	省エネ指針策定 第2回環境審議会開催		
令和元年度(2019年度)	8月	第1回環境審議会開催		
	11月	ゼロカーボンシティ宣言		
	2月	とよたエコポイントから「とよたSDGsポイント」へ名称変更		
	3月	気候変動に関する調査等報告書作成		
令和2年度(2020年度)	4月	第1回環境審議会開催（書面）	10月	菅義偉内閣総理大臣が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す宣言
	7月	第2回環境審議会開催		
	9月	SAKURAプロジェクト(ver2.0)開始	11月	COP26延期
	10月	第5回食品ロス削減全国大会の開催地が豊田市に決定	12月	グリーン成長戦略策定
	12月	とよたSDGsポイントのシステム変更（モバイルアプリケーションの導入）		
	1月	「エジンバラ宣言」に署名	2月 2月	あいち生物多様性戦略改定 第5次愛知県環境基本計画策定
令和3年度(2021年度)	6月	諮問		
	8月	第1回豊田市環境審議会開催		
	10月	第2回豊田市環境審議会開催 第5回食品ロス削減全国大会IN豊田開催		
	2月	第3回豊田市環境審議会開催 答申		
	3月	環境基本計画、地球温暖化防止行動計画、一般廃棄物処理基本計画改定 地域気候変動適応計画策定		
令和4年度(2022年度)	5月	第1回豊田市環境審議会開催	4月	改正地球温暖化対策推進法施行
	11月	ラムサール条約登録10周年記念シンポジウム開催		
	1月	とよた・ゼロカーボンネットワーク発足		

2　環境部の業務内容（令和４年度）　〔環境政策課〕

所　属　名	業　務　内　容
環境政策課	(1)　環境に係る政策立案に関すること。 (2)　環境に係る調査及び調整に関すること。 (3)　環境基本計画に関すること。 (4)　職員の環境率先行動の管理に関すること。 (5)　自然保護に関すること。 (6)　省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関すること。 (7)　グリーン購入の普及促進に関すること。 (8)　環境学習及び環境啓発に関すること。 (9)　再生可能エネルギー等の相談及び啓発に関すること。
環境保全課	(1)　公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関すること。 (2)　環境の常時監視及びその他環境調査に関すること。 (3)　大気測定局の管理に関すること。 (4)　公害の未然防止に係る取組に関すること。 (5)　環境影響評価に関すること。 (6)　化学物質等の環境リスクに係る取組に関すること。 (7)　環境保全に係る取組及び調査研究に関すること。 (8)　環境の状況等の周知に関すること。
廃棄物対策課	(1)　廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。 (2)　産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (3)　産業廃棄物の不法投棄の防止に関すること。 (4)　産業廃棄物の適正処理指導に関すること。 (5)　産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再利用に係る調査及び啓発に関すること。 (6)　産業廃棄物処理に係る苦情処理に関すること。 (7)　使用済自動車の再資源化等に係る許可及び指導に関すること。 (8)　PCB 廃棄物の処理推進及び適正処理指導に関すること。
循環型社会推進課	(1)　清掃事業の総合調整に関すること。 (2)　一般廃棄物の処理計画及び適正処理に関すること。 (3)　一般廃棄物の処理施設の整備計画に関すること。 (4)　一般廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。 (5)　ごみの発生抑制及び資源の循環利用の促進に関すること。 (6)　ごみの統計資料等の作成に関すること。 (7)　リサイクルステーション及びリユース工房の運営管理に関すること。

所　属　名	業　務　内　容
清掃業務課	(1)　分別ごみの収集に関すること。 (2)　指定ごみ袋に関すること。 (3)　粗大ごみに関すること。 (4)　ごみの不法投棄に関すること。 (5)　し尿の収集に関すること。 (6)　一般廃棄物処理手数料の徴収に関すること。 (7)　空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること。 (8)　路上喫煙防止等に関すること。
清掃施設課	(1)　一般廃棄物処理施設の運営管理に係る総合調整に関すること。 (2)　一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。 (3)　一般廃棄物処理手数料(清掃施設課所管施設に限る。)の徴収に関すること。 (4)　清掃事業所の維持管理に関すること。 (5)　プラスチック製容器包装資源化施設の運営管理に関すること。
渡刈クリーンセンター	(1)　施設の運営管理に関すること。 (2)　一般廃棄物の焼却及び資源化並びに焼却残さの処分及び有効利用に関すること。 (3)　焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
藤岡プラント	(1)　施設の運営管理に関すること。 (2)　一般廃棄物の焼却及び焼却残さの処分に関すること。 (3)　焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること。
緑のリサイクルセンター	(1)　施設の運営管理に関すること。 (2)　一般廃棄物(刈草、せん定枝及び食品残さに限る。)の資源化及び有効利用に関すること。
グリーン･クリーンふじの丘	(1)　施設の運営管理に関すること。 (2)　一般廃棄物の埋立処理及び資源化に関すること。 (3)　勘八不燃物処分場の維持管理に関すること。
逢妻衛生プラント、砂川衛生プラント	(1)　施設の運営管理に関すること。 (2)　し尿及び浄化槽汚泥の処理に関すること。 (3)　汚水処理に係る調査、分析及び統計に関すること。

3　開発に関する法規制等（令和５年３月 31 日現在）

（１）土地に関する規制

規制に関わる項目		所管（市ではない場合）	市の担当課	規制などの内容
農地	農用地区域		農政企画課	農振除外（農用地等以外の目的に利用）
	一般農地		農業委員会事務局	農地転用許可、届出（農地以外に転用）
山林	保安林	豊田加茂農林水産事務所	森林課	指定の解除、行為許可等
	地域森林計画対象民有林		森林課	伐採の届出（立木の伐採）
		豊田加茂農林水産事務所	森林課	林地開発許可（1ha 超の開発）
林道	林業目的以外で通行する場合等		森林課	使用許可等
道路	工事の承認		土木管理課	道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	道路の占用の許可		土木管理課	道路を占用する場合
河川	工事の承認		土木管理課	河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可		土木管理課	河川区域内の土地を占用する場合
	土地の掘削等の許可		土木管理課	土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地			土木管理課	都市計画法第 32 条協議（従前の道水路を含む場合）
国定公園	特別地域	西三河県民事務所	開発調整課	特別地域内行為許可（禁止行為あり）
	普通地域	西三河県民事務所	開発調整課	普通地域内行為届出
要措置区域等（土壌汚染対策法）			環境保全課	土地の形質の変更の禁止、届出等
指定区域（廃棄物処理法）			廃棄物対策課	土地の形質の変更の届出
風致地区			都市計画課	風致地区内行為許可
生産緑地地区			都市計画課	生産緑地地区内における行為の制限
緑化地域			公園緑地つかう課	都心中心部での緑化率の義務化
砂防指定地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	砂防指定地内行為許可
急傾斜地		豊田加茂建設事務所	土木管理課	急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	地すべり防止区域内行為許可
土砂災害の指定区域		豊田加茂建設事務所	土木管理課	特定の開発行為許可
宅地造成工事規制区域			開発調整課	宅地造成規制に関する許可
保護動植物の生息地			環境政策課	区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地			文化財課	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出等
伝統的建造物群保存地区			文化財課	伝統的建造物群保存地区における現状変更行為の許可
排水		各土地改良区	農地整備課	排水承諾区域内の行為
指定緑地			公園緑地つかう課	指定緑地内についての行為

（２）行為に関する規制

規制項目		規制及び許可などの内容	所管(市ではない場合)	市の担当課
開発行為等	建築物等の建築等を目的とする造成行為	開発許可		開発調整課
	1ha を超える開発	大規模行為届出	西三河県民事務所（豊田加茂舎）	開発調整課
土地改変	3,000㎡以上の土地の改変	届出（法、県条例）		環境保全課
	指定区域の形質の変更	届出（廃棄物処理法）		廃棄物対策課
建築物等	建築物・工作物の構造	確認申請		建築相談課
	建設リサイクル法に基づく建設工事	届出		建築相談課
工場立地	敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上の工場における環境施設面積率等	届出（工場立地法）		産業労働課
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の許可・届出		廃棄物対策課
	産業廃棄物の処理	施設設置の許可・届出		廃棄物対策課
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	豊田加茂建設事務所	開発調整課
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	豊田加茂建設事務所	土木管理課
雨水浸透阻害行為	境川･猿渡川流域内での500㎡以上の雨水浸透阻害行為	行為許可		河川課

（３）行政的指導

指導に関する項目及び指導事項の内容				市の担当課
水質保全等	矢作川水系	3000㎡以上の開発	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	環境政策課
		公共事業	矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議	河川課
		汚水に関すること		環境保全課
	矢作川・境川水系	開発行為等	雨水流出抑制機能の充実	河川課
		20ha 以上の開発	豊田市環境保全調整会議の設置	環境政策課
温暖化防止	駐車場、自動車ターミナルその他自動車等が出入りする場所を管理する者		使用者に対しアイドリング・ストップ実行の周知	環境政策課

４　環境関連例規

（１）条例（令和５年３月31日現在）

【環境保全】

○豊田市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例（H26.3.25制定／未来都市推進課）
再生可能エネルギーの導入の推進に関し、基本原則を定め、市・事業者・市民の共通の責務を明らかにするとともに、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策の基本方針を定めている。

○豊田市環境基本条例（H8.9.30全部改正／環境政策課）
「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。

○豊田市の環境を守り育てる条例（H18.3.30制定／H24.12.27改正／R3.3.25一部改正／環境政策課）
市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

○豊田市不良な生活環境を解消するための条例（H28.3.30制定／環境保全課）
不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する事項を定めることにより、その状態の解消を図り、市民の安全で快適な生活環境の確保を目指す。

【環境衛生】

○豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（H5.3.31全部改正／R4.9.30一部改正／循環型社会推進課）
資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物の発生抑制及び再利用を促進することにより一般廃棄物を減量し、並びに一般廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。

○豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（H18.3.30制定／H28.12.26一部改正／R4.3.30一部改正／廃棄物対策課）
産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。

○豊田市一般廃棄物処理施設条例（S37.3.27 制定／R5.3.20 一部改正／清掃施設課）
豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例（H17.9.30 制定／R1.6.27 一部改正／廃棄物対策課）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

○豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例（H24.3.30 制定／廃棄物対策課）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定めている。

○豊田市一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧の手続等に関する条例（H11.3.29 制定／H28.12.26 一部改正／循環型社会推進課）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果の縦覧の手続と、利害関係を有する者の意見書の提出方法に関し、必要な事項を定めている。

○豊田市浄化槽保守点検業者登録条例（H9.12.24 制定／下水道施設課）
浄化槽による、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

○豊田市路上喫煙の防止等に関する条例（H30.3.26 制定／清掃業務課）
路上喫煙の防止等に関し、必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産に係る被害を防止し、もって安心かつ安全で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

【都市計画】

○豊田市屋外広告物条例（H9.12.24 制定／建築相談課）
屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。

○豊田市景観条例（H20.3.28 制定／建築相談課）
景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりと潤いのある美しいまちとすることを目的とし、良好な景観の形成に関して必要な事項を定めている。

○豊田市緑化推進条例（H24.3.30 制定／公園緑地つかう課）
豊田市の緑化地域における建築物の緑化率等の最低限度の設定その他必要な措置を講ずることにより、緑あふれる良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。

○豊田市市街地における緑の保全条例（H1.3.27 制定／公園緑地つかう課）
市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。

○豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例（H5.3.31 制定／建築相談課）
建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

○豊田市開発事業に係る手続等に関する条例（H29.3.22 制定／開発調整課）
周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発事業に関し、市、開発事業者等及び市民の責務を明らかにするとともに、開発事業者が行うべき住民への周知手続、講ずべき措置その他必要な事項を定めている。

【下水道】

○豊田市公共下水道条例（S61.9.20 制定／料金課・下水道施設課）
下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

【市民施設】

○豊田市自然観察の森条例（H2.3.28 制定／環境政策課）
豊田市自然観察の森の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

○豊田市低炭素社会モデル地区施設条例（H24.3.30 制定／未来都市推進課）
豊田市低炭素社会モデル地区施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

（2）告示（令和5年3月31日現在）

●区域指定等

○環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型の指定
（H24.3.23 告示／H30.6.26 改正／環境保全課）

○騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H10.3.13 告示／H17.3.29 改正／H27.4.22 改正／H30.6.26 改正／環境保全課）

○振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H10.3.13 告示／H17.3.29 改正／H27.4.22 改正／H30.6.26 改正／環境保全課）

○悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定
（H17.3.29 告示／H20.5.29 改正／H25.3.25 改正／H30.6.26 改正／環境保全課）

○屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定（H10.3.31 告示／H29.3.21 改正／建築相談課）

○良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定（H13.9.18 告示／H17.2.17 改正／建築相談課）

○廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定（H18.2.22 告示／H19.4.19 告示／H21.2.6 告示／H22.6.10 告示／H27.9.3 告示／廃棄物対策課）

○一般廃棄物処理実施計画の策定（R5.3.31 告示／循環型社会推進課）

○豊田市駅周辺区域路上喫煙禁止区域の指定（R4.12.1 告示／清掃業務課）

5　環境関連資料

●発行物

名　称	担当課	発行年月	内　容
豊田市環境基本計画 （中間見直しを実施）	環境政策課	H30.3 (R4.3)	本市の環境の保全及び創造に関する目標や施策の基本的方向を示すもの（計画期間:平成30～令和7年度）
豊田市地球温暖化防止行動計画 （中間見直しを実施）	環境政策課	H30.3 (R4.3)	本市の地球温暖化対策に関する目標や施策の基本的方向を示すもの（計画期間：平成30～令和7年度）
令和4年版　環境調査報告書	環境保全課	R4.7	令和3年度の市の調査、規制の状況、調査測定、データ、実績報告
豊田市一般廃棄物処理基本計画（中間見直しを実施）	循環型社会推進課	H30.3 (R4.3)	本市の一般廃棄物処理に関する目標や具体的な施策等を示すもの（計画期間：平成30～令和7年度）
令和4年度　豊田市の清掃事業	循環型社会推進課	R4.10	令和3年度の清掃事業の概要
令和3年度　豊田市下水道事業年報	経営管理課	R4.8	令和3年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方（2023 年度（令和 5 年度）版ごみカレンダー）	循環型社会推進課	R5.3	資源・ごみの正しい分け方、出し方を示したもの

●自然シリーズ　〔環境政策課〕

題　名	発行年月	題　名	発行年月
豊田の昆虫Ⅲ（猿投山の昆虫１）	H 1. 3	豊田のクモ	S62. 3
豊田の昆虫Ⅳ（猿投山の昆虫２）	H 2. 3	豊田市の活断層と地震	H11. 3
豊田の昆虫Ⅴ（チョウとガ）	H12. 3	豊田市自然環境基礎調査報告書	H17. 4
豊田の植物ＸＩ（樹木の花）	H10. 3	豊田の生きものたち～生物多様性を知る～	H21. 5
豊田の魚Ⅱ（池沼編）	H 8.12	豊田市自然観察の森ガイドブック　森の仲間に会いに行こう！	H25. 4

※令和5年3月31日現在販売中のもの

６　豊田市職員環境率先行動の推進

●とよたエコアクションプラン

○豊田市地球温暖化防止行動計画（事務事業編）　　〔環境政策課〕

とよたエコアクションプランは、市役所自らが事業者・消費者として行う環境保全のための率先行動計画で、平成 11 年に策定されました（令和 4 年 3 月改定）。本市職員が、日常業務の中で環境に配慮した行動を率先して実行することにより、環境への負荷を積極的に低減し、市民、事業者が行う環境に配慮した自主的な取組を促すことを目的としています。

この計画では、市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量に関する目標を定めています。計画の目的の達成に向けて、公共施設のLED照明への転換や空調設備等の省エネ改修、太陽光パネルの設置による再エネ導入、次世代自動車の導入等において環境配慮に取り組みます。

○省エネ指針

「とよたエコアクションプラン」における市有施設の温室効果ガス排出量の新たな削減目標を達成するため、さらなる全庁的なエネルギー削減等を推進するための向かうべき方向性を示すものとして、平成 31 年 4 月から省エネ指針を定めています。

市有施設における温室効果ガス排出量削減のためには、職員の日常的な省エネ活動に加えて、エネルギー使用設備の運用改善や設備改修等の取組も重要となります。そのため本指針は、施設管理者が環境側面からの導入・更新における判断基準の一つとして、参考となる基本方針でもあります。

○ゼロゼロ大作戦

令和元年 11 月 29 日の「ゼロカーボンシティ宣言」を受け、市職員は「ゼロカーボン」をけん引する立場として、全ての職員を対象に市の事務事業等から排出されるCO_2を抑制することを目的に、「豊田市役所　ゼロゼロ大作戦ーCO_2を削減せよ！ー」（ゼロの意味は、令（れい＝ゼロ）和（わ＝ゼロ）に取り組む、無駄ゼロ、CO_2ゼロ）というプロジェクトを令和 2 年 1 月 6 日から開始しました。

【3 つのミッション】
ミッション１　電気のムダをなくせ
ミッション２　ガソリンのムダをなくせ
ミッション３　プラスチックのムダをなくせ

●とよた・ゼロカーボンアクション

令和 5 年 1 月に開始した、市民、事業者、市職員を対象に、以下の 3 つの「無駄」を減らすスローガンを掲げ、環境に優しい暮らしの気づきとなる象徴的な取組を展開する市民運動です。

【3つの「無駄」を減らすスローガン】
（1）節電のスローガン：無駄な電気を減らそう！
（2）3Rのスローガン：無駄なプラスチックを減らそう！
（3）食品ロス削減のスローガン：無駄な食品廃棄を減らそう！

7　豊田市から排出される「温室効果ガス排出量」

（1）市域全体から排出される「温室効果ガス排出量」の推移

○二酸化炭素

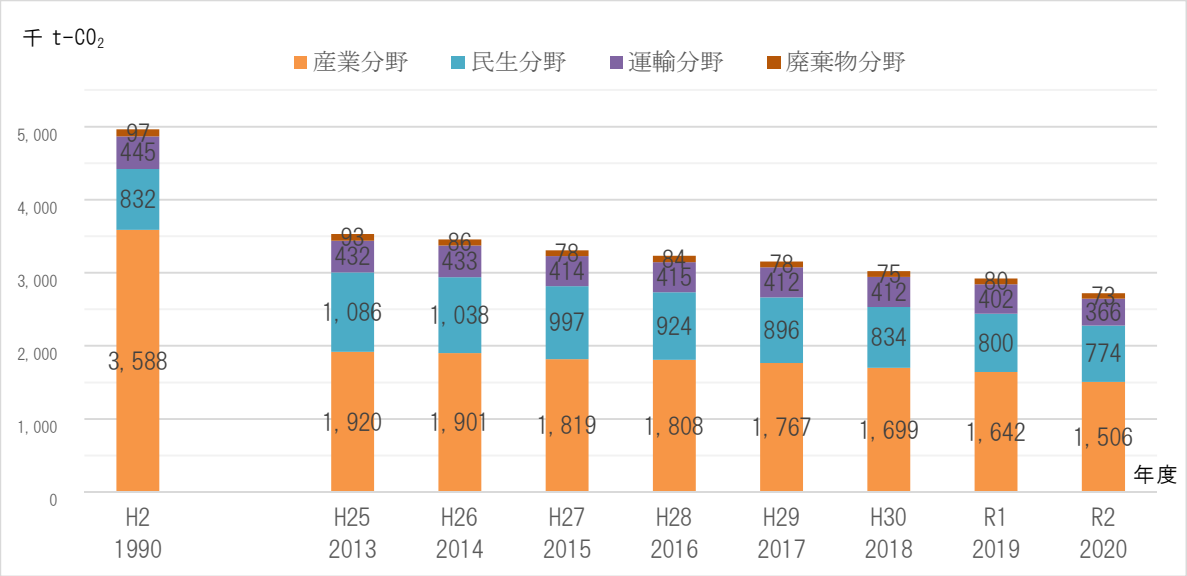

CO2 排出量：t CO_2		H2 1990 年度	H25 2013 年度	H26 2014 年度	H27 2015 年度	H28 2016 年度	H29 2017 年度	H30 2018 年度	R1 2019 年度	R2 2020 年度
非製造業	鉱業	12,588	12,588	5,722	5,832	7,127	7,393	6,768	7,311	6,481
	建設業	83,123	83,123	78,697	80,429	65,917	55,875	50,408	48,589	59,168
	農林水産業	10,023	33,728	40,241	45,375	45,265	50,733	43,229	46,660	43,858
	小計	105,734	129,438	124,660	131,636	118,309	114,001	100,406	102,560	109,507
製造業		3,380,354	1,790,347	1,776,420	1,686,980	1,689,863	1,653,210	1,598,113	1,538,984	1,396,507
産業分野：計		3,587,722	1,919,785	1,901,080	1,818,616	1,808,171	1,767,212	1,698,519	1,641,544	1,506,014
家庭部門		422,647	615,529	591,967	574,321	489,231	489,196	451,372	430,883	428,724
業務部門		409,565	470,176	445,950	423,030	434,738	406,976	383,102	368,973	345,196
民生分野：計		832,212	1,085,705	1,037,917	997,350	923,969	896,172	834,474	799,855	773,920
自動車部門		433,255	414,675	416,225	397,848	398,200	396,356	397,157	387,241	353,319
鉄道部門		11,607	17,766	17,108	16,584	16,397	16,114	15,339	14,571	13,146
運輸分野：計		444,862	432,441	433,334	414,431	414,597	412,470	412,496	401,812	366,464
エネルギー起源排出量合計		4,864,796	3,437,932	3,372,331	3,230,398	3,146,737	3,075,853	2,945,489	2,843,211	2,646,399
一般廃棄物		39,694	46,401	43,999	39,341	50,007	46,273	45,065	49,179	47,512
産業廃棄物		57,310	46,754	41,846	38,833	34,309	31,251	30,145	31,034	25,870
廃棄物：計		97,004	93,156	85,845	78,174	84,316	77,524	75,210	80,213	73,382
CO2 排出量合計		4,961,800	3,531,087	3,458,176	3,308,571	3,231,053	3,153,377	3,020,699	2,923,424	2,719,781
森林吸収量		0	140,147	145,959	147,225	149,305	151,391	151,893	153,888	155,811
差引排出量		4,961,800	3,537,662	3,470,987	3,326,042	3,258,710	3,183,979	3,053,819	2,962,312	2,762,793

○温室効果ガス全体

温室効果ガス：千t CO_2		H2 1990 年度	H25 2013 年度	H26 2014 年度	H27 2015 年度	H28 2016 年度	H29 2017 年度	H30 2018 年度	R1 2019 年度	R2 2020 年度
二酸化炭素		4,962	3,531	3,458	3,309	3,231	3,153	3,021	2,923	2,720
メタン		42	25	27	24	26	24	23	22	24
一酸化二窒素		64	19	19	19	19	18	17	16	16
フロン類		43	102	113	122	132	139	145	154	159
	HFC	93	93	105	116	127	135	142	151	155
	PFC	6	6	6	4	3	3	2	2	2
	SF6	2	2	2	2	2	2	1	1	2
	NF3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		5,110	3,678	3,617	3,473	3,408	3,335	3,206	3,116	2,919

※各種統計データの遡及改訂等により前年度報告値より排出量が変更していることがあります。

（２）豊田市事務事業から排出される「温室効果ガス排出量」の推移

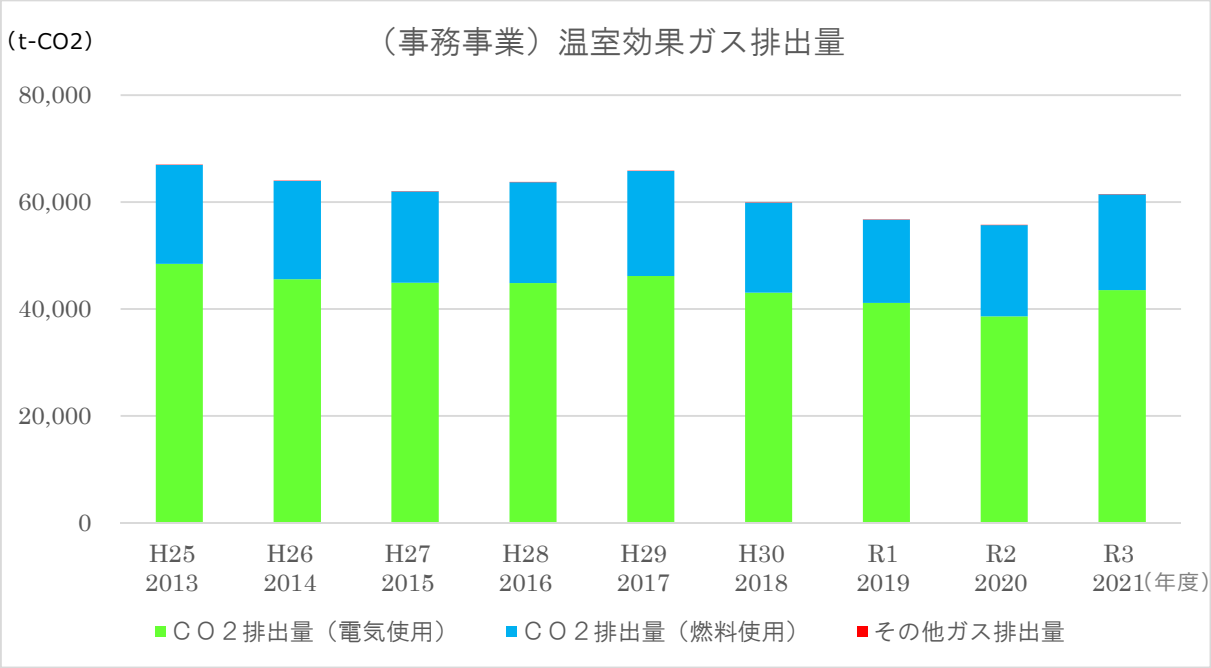

温室効果ガス ：千ｔCO2	H25 2013年度	H26 2014年度	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	R1 2019年度	R2 2020年度	R3 2021年度
CO_2排出量（電気使用）	48,429	45,542	44,914	44,822	46,179	43,028	41,149	38,598	43,547
CO_2排出量（燃料使用）	18,546	18,428	17,039	18,895	19,606	16,870	15,568	17,105	17,889
その他ガス排出量	13	17	10	11	11	9	9	11	8
合計	66,987	63,987	61,963	63,728	65,796	59,907	56,727	55,714	61,448

〔環境政策課〕

8　グリーン調達率（令和４年度）

（単位：購入量）

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
1	コピー用紙	74302438	10200	74312638	100%	99.99%
2	フォーム用紙	302000		302000	100%	100.00%
3	インクジェットカラープリンター用塗工紙	3845	550	4395	100%	87.49%
4	塗工されていない印刷用紙	4630	8926	13556	100%	34.15%
5	塗工されている印刷用紙	6201	5800	12001	100%	51.67%
6	トイレットペーパー	223083	60	223143	100%	99.97%
7	ティッシュペーパー	5347	2314	7661	100%	69.80%
8	シャープペンシル	356		356	100%	100.00%
9	シャープペンシル替芯	282		282	100%	100.00%
10	ボールペン	3849	112	3961	100%	97.17%
11	マーキングペン	2660		2660	100%	100.00%
12	鉛筆	467		467	100%	100.00%
13	スタンプ台	19	4	23	100%	82.61%
14	朱肉	63		63	100%	100.00%
15	印章セット	6		6	100%	100.00%
17	公印		2	2	100%	0.00%
18	ゴム印	390	136	526	100%	74.14%
19	回転ゴム印	22		22	100%	100.00%
20	定規	6014	5	6019	100%	99.92%
21	トレー	15	3	18	100%	83.33%
22	消しゴム	733	20	753	100%	97.34%
23	ステープラー（ホッチキス）（汎用型）	164		164	100%	100.00%
24	ステープラー（汎用型以外）	19	2	21	100%	90.48%
25	ステープラー針リムーバー(ホッチキスの針抜き)	19		19	100%	100.00%
27	事務用修正具 （テープ）	889	18	907	100%	98.02%
28	事務用修正具 （液状）	51	10	61	100%	83.61%
29	クラフトテープ	565	192	757	100%	74.64%
30	粘着テープ （布粘着）	1346	370	1716	100%	78.44%
31	両面粘着紙テープ	60	1	61	100%	98.36%
32	製本テープ	207		207	100%	100.00%
33	ブックスタンド	2	3	5	100%	40.00%
34	ペンスタンド	6		6	100%	100.00%
35	クリップケース	1		1	100%	100.00%
36	はさみ	67		67	100%	100.00%
37	マグネット （玉）	14		14	100%	100.00%
38	マグネット （バー）	40		40	100%	100.00%
39	テープカッター	148	23	171	100%	86.55%
40	パンチ （手動）	7	1	8	100%	87.50%
42	紙めくりクリーム		2	2	100%	0.00%
44	OAクリーナー （ウエットタイプ）	2	20	22	100%	9.09%
45	OAクリーナー （液タイプ）	1		1	100%	100.00%
46	ダストブロワー	2		2	100%	100.00%
47	レターケース		3	3	100%	0.00%
48	メディアケース	2		2	100%	100.00%
49	マウスパッド	19		19	100%	100.00%
52	カッターナイフ	61		61	100%	100.00%
53	カッティングマット	7	1	8	100%	87.50%
54	デスクマット	4	3	7	100%	57.14%
59	のり （液状）（補充用を含む。）	634	1	635	100%	99.84%
61	のり （固形）	2253	40	2293	100%	98.26%
62	のり （テープ）	2488		2488	100%	100.00%
63	ファイル	17931	101	18032	100%	99.44%
64	バインダー	118	30	148	100%	79.73%
65	ファイリング用品	5918	5	5923	100%	99.92%
67	つづりひも	3405	1520	4925	100%	69.14%
68	カードケース	10	50000	50010	100%	0.02%
69	事務用封筒 （紙製）	578070	41250	619320	100%	93.34%
70	窓付き封筒 （紙製）	153200	23200	176400	100%	86.85%

連番	品目	グリーン	非グリーン	総計	目標率	グリーン率
72	起案用紙	60		60	100%	100.00%
73	ノート	824	40	864	100%	95.37%
74	パンチラベル	58		58	100%	100.00%
75	タックラベル	10032	22	10054	100%	99.78%
76	インデックス	12422	19	12441	100%	99.85%
77	付箋紙	4369	24	4393	100%	99.45%
78	付箋フィルム	415		415	100%	100.00%
80	ホワイトボード用イレーザー	197	67	264	100%	74.62%
81	額縁	24		24	100%	100.00%
82	ごみ箱	1		1	100%	100.00%
86	名札 （衣服取付型・首下げ型）	224		224	100%	100.00%
88	チョーク	21479	274	21753	100%	98.74%
89	グラウンド用白線	91	263	354	100%	25.71%
90	梱包用バンド	2	102	104	100%	1.92%
91	いす	415		415	100%	100.00%
92	机	94		94	100%	100.00%
93	棚	32		32	100%	100.00%
94	収納用什器 （棚以外）	13	2	15	100%	86.67%
95	ローパーティション		1	1	100%	0.00%
97	傘立て	26		26	100%	100.00%
98	掲示板	3		3	100%	100.00%
100	ホワイトボード	319		319	100%	100.00%
102	複合機 （リース、レンタルを含む。）	1	1	2	100%	50.00%
104	プリンタ （リース、レンタルを含む。）	111		111	100%	100.00%
108	プロジェクタ	554		554	100%	100.00%
109	トナーカートリッジ （リース、レンタルを含む。）	488	33	521	100%	93.67%
110	インクカートリッジ （リース、レンタルを含む。）	612	14	626	100%	97.76%
111	電子計算機（PC等）（リース、レンタルを含む。）	1		1	100%	100.00%
112	磁気ディスク装置 （リース、レンタルを含む。）	2	2	4	100%	50.00%
113	ディスプレイ （リース、レンタルを含む。）	1		1	100%	100.00%
114	記録用メディア	59	3	62	100%	95.16%
115	シュレッダー （リース、レンタルを含む。）	3		3	100%	100.00%
117	掛時計	26	61	87	100%	29.89%
118	電子式卓上計算機	28	1	29	100%	96.55%
119	一次電池又は小形充電式電池	6263	43	6306	100%	99.32%
120	携帯電話		1	1	100%	0.00%
124	電気冷凍庫	1	1	2	100%	50.00%
125	電気冷凍冷蔵庫	9		9	100%	100.00%
126	テレビジョン受信機	2		2	100%	100.00%
128	電子レンジ	5	3	8	100%	62.50%
129	エアコンディショナー	1		1	100%	100.00%
133	ガス温水機器	1		1	100%	100.00%
136	LED照明器具	26	46	72	100%	36.11%
138	蛍光ランプ（直管型：大きさの区分40形蛍光ランプ）	258	35	293	100%	88.05%
140	乗用車		2	2	100%	0.00%
146	乗用車用タイヤ	53		53	100%	100.00%
148	消火器	21	1	22	100%	95.45%
150	作業服	589		589	100%	100.00%
152	靴	27	26	53	100%	50.94%
162	ベッドフレーム	5		5	100%	100.00%
163	マットレス	11	4	15	100%	73.33%
164	作業手袋	122	968	1090	100%	11.19%
168	旗	13	215	228	100%	5.70%
170	幕	2	7	9	100%	22.22%
171	モップ	29	31	60	100%	48.33%
178	日射調整フィルム		6	6	100%	0.00%
181	災害備蓄用飲料水	5456	482	5938	100%	91.88%
193	非常用携帯燃料		28	28	100%	0.00%
196	プラスチック製ごみ袋	14750	10030	24780	100%	59.52%
総計		75710780	157786	75868566	100%	99.79%

※199 の特定調達品目のうち、調達実績のなかった品目について掲載を省略している。

令和５年版
環境報告書

令和５年11月発行

発行　豊田市
編集　環境部環境政策課

〒471-8501　豊田市西町3-60
TEL　0565-34-6650
FAX　0565-34-6759
E-mail：kansei@city.toyota.aichi.jp